

第 12 次鳥獣保護管理事業計画書

(平成 29 年 月 日変更)

平成 29 年 4 月 1 日 から

5 年 間

平成 34 年 3 月 31 日 まで

平成 29 年 3 月

岩 手 県

目 次

第一	計画の期間		
1	計画の期間	1
第二	鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項		
1	鳥獣保護区の指定	1
2	特別保護地区の指定	8
3	休猟区の指定	11
4	鳥獣保護区の整備等	12
第三	鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項		
1	鳥獣の人工増殖	13
2	放鳥獣	14
第四	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項		
1	鳥獣の区分と保護及び管理の考え方	14
2	捕獲許可基準の設定に当たっての共通事項	15
3	目的別の捕獲許可の基準	17
4	その他、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	27
第五	特定猟具使用禁止区域、特定用具使用制限区域、猟区並びに 指定猟法禁止区域に関する事項		
1	特定猟具使用禁止区域の指定	29
2	特定用具使用制限区域の指定	34
3	猟区の設定のための指導	34
4	指定猟法禁止区域	34
第六	第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項		
1	第一種特定鳥獣保護計画の作成に関する方針	35
2	第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する方針	35
第七	鳥獣の生息状況等の調査に関する事項		
1	方針	36
2	鳥獣の生息の状況の調査に関する事項	36
3	法に基づく諸制度の運用状況調査	38
4	新たな技術の研究開発等	39

第八	鳥獣保護管理事業の普及啓発に関する事項		
1	鳥獣行政担当職員	39
2	鳥獣保護管理員	40
3	保護及び管理の担い手の育成及び確保	41
4	鳥獣保護管理センター等の設置	42
5	取締り	43
6	必要な財源の確保	44
		
第九	その他		
1	鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題	44
2	計画作成の趣旨	45
3	狩猟の適正化	45
4	傷病鳥獣救護への対応	46
5	油等による汚染に伴う水鳥の救護	48
6	感染症への対応	48
7	普及啓発	48
8	野生鳥獣肉における放射性物質への対応	50

はじめに

野生鳥獣（以下「鳥獣」という。）は、人間の生存の基盤となっている自然環境を構成する重要な要素の一つであり、人間の豊かな生活のために欠かすことのできないものである。

本県は、豊かな自然環境に恵まれ、多様な動植物相を有しており、人と鳥獣との適切な関係の構築と生物多様性の保全を図ることを目標とし、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第4条の規定に基づき第12次鳥獣保護管理事業計画（以下「計画」という。）を作成するものである。

第一 計画の期間

1 計画の期間

（1）計画の期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間とする。

（2）計画の見直し

計画の期間中であっても、鳥獣を巡る自然条件、社会条件等に大きな変化が生じたときは、必要に応じて本計画の見直しを行うこととする。

第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

1 鳥獣保護区の指定

（1）方針

① 指定に関する中長期的な方針

本県では、第11次計画の終了時までには県土の約8.5%にあたる132箇所・130,437haを鳥獣保護区に指定し、鳥獣の保護繁殖及び生息環境の保全を図ってきた。

鳥獣保護区は、鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等を禁止しその安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全、管理及び整備することにより鳥獣の保護を図ることを目的とするものであるが、今後は、必要に応じて保護の目的とする鳥獣を明らかにしつつ、これまで指定した鳥獣保護区の配置を踏まえ、その鳥獣の保護に適切か考慮した上で、新規指定又は存続期間の更新を検討する。

なお、鳥獣保護区の指定及び見直しに当たっては、関係者の合意形成に努めるとともに、人と鳥獣との適切な関係の構築が図られるよう十分留意するほか、次の事項に配慮する。

（ア）鳥獣の生息地及び生息環境を安定して保全するとともに、自然環境の変化等に適切に対応するという観点から、鳥獣保護区の存続期間は、原則として10年間とする。

（イ）鳥獣保護区の指定及び見直しに当たっては、鳥獣の生息状況、生息環境等に関する科学的知見に基づき、鳥獣の重要な生息地の把握に努め、地域の鳥獣の保護の見地から当該鳥獣の保護のため重要と認める区域について指定する。なお、県全体の生物多様性の保全に資するため、偏りなく配置するよう配慮する。

（ウ）希少鳥獣等の生息地であって、その保護上必要な区域について、鳥獣保護区の指定に努める。なお、営巣地や営巣中心域等が特定されることによって、繁殖に影響を及ぼすこと

が危惧される場合には、指定区域の範囲に配慮する。

- (エ) 自然公園法（昭和32年法律第161号）、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）、文化財保護法（昭和25年法律第214号）等により保護されている地域のうち、鳥獣の保護上重要な地域について、できる限り鳥獣保護区に包含するよう考慮する。
- (オ) 鳥獣保護区周辺における生物多様性の確保や農林水産業等の維持に資するよう、休猟区や特定猟具使用禁止区域など狩猟を制限する区域の配置との連携・調整に努める。なお、休猟区、特定猟具使用禁止区域等について、鳥獣保護区に移行できるものは、移行するよう努める。
- (カ) 本計画の期間中に期間満了となる鳥獣保護区については、鳥獣の生息状況の変化や必要性に応じて区域及び指定区分の見直しを行いながら、期間更新について検討する。
- (キ) 鳥獣保護区内やその周辺において、当初の指定目的を果たさなくなった場合や、野生鳥獣による農林水産物や生活環境への被害が発生している場合は、指定期間内においても指定区域の縮小や指定の廃止を検討する。

② 指定区分ごとの方針

指定区分	方針
(ア) 森林鳥獣生息地の保護区	森林に生息する鳥獣の保護を図り、地域の生物多様性の確保にも資するため、鳥獣の生息状況や生息環境を考慮して指定する。
(イ) 大規模生息地の保護区	行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣を始めその地域に生息する多様な鳥獣相の保護を図り、地域の生物多様性の拠点の確保にも資するため、必要な地域について指定に努める。
(ウ) 集団渡来地の保護区	干潟、湿地、湖沼、岩礁等に集団で渡来する鳥獣の保護を図るため、鳥類の渡りのルート等を踏まえたうえで、採餌、休息又はねぐらとするための後背地や水面等も可能な限り含めて、必要な地域について指定に努める。
(エ) 集団繁殖地の保護区	島しょ、断崖、樹林、草原、砂地、洞窟等に集団で繁殖する鳥獣の保護を図るため、その繁殖地のうち、採餌、休息又はねぐらとするための後背地や水面等も可能な限り含めて、必要な地域について指定に努める。
(オ) 希少鳥獣生息地の保護区	希少鳥獣等の生息地のうち、保護上必要な地域について指定する。
(カ) 生息地回廊の保護区	生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、生息地間をつなぐ樹林帯等であって鳥獣の移動経路となっている地域、又は鳥獣保護区に設定することにより鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域のうち、必要な地域について指定に努める。
(キ) 身近な鳥獣生息地の保護区	市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保し若しくは創出し、豊かな生活環境の形成に資するため必要な地域、又は自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保するため必要な地域について指定に努める。

(2) 鳥獣保護区の指定等計画

① 総括表

指定区分	鳥獣保護区指定の目標	既指定鳥獣保護区(A)	本計画期間に指定する鳥獣保護区						
			29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	計(B)	
森林鳥獣生息地	箇所 118 面積 ha 35,400	箇所 81 面積 ha 92,102	箇所 10 変動面積 6,581	箇所 14 変動面積 17,313	箇所 7 変動面積 13,296	箇所 10 変動面積 13,579	箇所 6 変動面積 3,206	計(B) 47 53,975	
大規模生息地	箇所 面積 ha	箇所 1 面積 ha 16,262	箇所 変動面積	箇所 0 変動面積 0	箇所 1 変動面積 16,262	箇所 0 変動面積 0	箇所 0 変動面積 0	計(B) 1 16,262	
集団渡来地	箇所 面積 ha	箇所 4 面積 ha 3,609	箇所 変動面積	箇所 0 変動面積 0	箇所 0 変動面積 0	箇所 0 変動面積 0	箇所 0 変動面積 0	計(B) 0 0	
集団繁殖地	箇所 面積 ha	箇所 3 面積 ha 77	箇所 変動面積	箇所 0 変動面積 0	箇所 1 変動面積 18	箇所 0 変動面積 0	箇所 0 変動面積 0	計(B) 1 18	
希少鳥獣生息地	箇所 面積 ha	箇所 8 面積 ha 6,044	箇所 変動面積	箇所 2 変動面積 872	箇所 2 変動面積 1,719	箇所 0 変動面積 0	箇所 0 変動面積 0	計(B) 4 2,591	
生息地回廊	箇所 面積 ha	箇所 0 面積 ha 0	箇所 変動面積	箇所 0 変動面積 0	箇所 0 変動面積 0	箇所 0 変動面積 0	箇所 0 変動面積 0	計(B) 0 0	
身近な鳥獣生息地	箇所 面積 ha	箇所 33 面積 ha 12,310	箇所 変動面積	箇所 7 変動面積 1,270	箇所 2 変動面積 148	箇所 1 変動面積 120	箇所 1 変動面積 241	計(B) 11 1,779	
計	箇所 面積 ha	箇所 130 面積 ha 130,404	箇所 変動面積	箇所 19 変動面積 8,723	箇所 18 変動面積 19,180	箇所 10 変動面積 29,696	箇所 11 変動面積 13,820	計(B) 64 74,625	

本計画期間に区域拡大する鳥獣保護区						本計画期間に区域縮小する鳥獣保護区					
29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	計(C)	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	計(D)
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

*本計画期間中に
おいて、指定期間
の途中で区域を拡大・縮小する場合。

本計画期間に解除又は期間満了となる鳥獣保護区						計画期間中の増減*	計画終了時の鳥獣保護区**
29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	計(E)		
11	14	7	10	6	48	Δ 1	80
7,036	17,677	13,296	13,569	3,206	54,784	Δ 809	91,293
0	0	1	0	0	1	0	1
0	0	16,262	0	0	16,262	0	16,262
0	0	0	0	0	0	0	4
0	0	0	0	0	0	0	3,609
0	0	1	0	0	1	0	3
0	0	18	0	0	18	0	77
2	2	0	0	0	4	0	8
872	1,719	0	0	0	2,591	0	6,044
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
7	2	1	1	0	11	0	33
1,367	148	120	241	0	1,876	Δ 97	12,213
20	18	10	11	6	65	Δ 1	129
9,275	19,544	29,696	13,810	3,206	75,531	Δ 906	129,498

* 箇所数は新規指定の件数から解除または期間満了の件数を差し引いた件数。面積も同様。

** 箇所数は既指定鳥獣保護区の件数に新規指定の件数を足し、解除又は期間満了を差し引いた件数。面積も同様。

注1 国指定鳥獣保護区(集団繁殖地2箇所、33ha)は含まない。
 注2 森林鳥獣生息地の「指定の目標」の算定方法は、次のとおり。
 ①箇所数 = 岩手県の森林面積1,175,715ha ÷ 10,000ha ≒ 118箇所(森林面積10,000haごとに1箇所を選定)
 ②面積 = 118箇所 × 300ha(1箇所当たり最低基準) = 35,400ha
 注3 「計画期間中の増減」の森林鳥獣生息地及び計欄の面積には、面積精査による増減分を含む。

② 鳥獣保護区の指定計画

(ア) 森林鳥獣生息地の保護区

年 度	鳥獣保護区指定所在地	鳥獣保護区予定名称	指定面積 (ha)	備 考
計	(該当なし)			
合 計				

(イ) 希少鳥獣生息地の保護区

年 度	鳥獣保護区指定所在地	鳥獣保護区予定名称	指定面積 (ha)	備 考
計	(該当なし)			
合 計				

ウ 既指定鳥獣保護区の変更計画 (期間更新を含む。)

年度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動			変更後の 存続期間	変 更 理 由	備 考
				異動前の 面積 (ha)	異動面積 (ha)	異動後の 面積 (ha)			
29	身近	雫石川東部	期間更新	104	0	104	29. 11. 1~ 39. 10. 31		
	身近	高松公園	期間更新	60	0	60			
	身近	盛岡市湯沢	期間更新 区域縮小	118	△ 97	21		区域縮小による有害鳥 獣捕獲可能区域の拡大	
	森林	岩洞湖	期間更新	1,680	0	1,680			
	森林	八幡平市金沢	期間更新	553	△ 8	545		境界見直し	*
	森林	葛巻町平庭	期間更新	560	0	560			
	森林	胆沢ダム	期間更新	648	0	648			*
	森林	豊沢ダム	期間更新	250	0	250			
	身近	展勝地	期間更新	590	0	590			
	森林	北上市相去	解除	361	△ 361	0		区域縮小による有害鳥 獣捕獲可能区域の拡大	
	身近	遠野市小友	期間更新 名称変更	179	0	179			
	森林	仙人峠	期間更新 名称変更	527	0	527			*
	身近	釜石	期間更新	219	0	219			
	森林	大槌町尺丈沢	期間更新 区域縮小	153	△ 32	121		区域縮小による有害鳥 獣捕獲可能区域の拡大	*
	希少	宮古市鮎山	期間更新	647	0	647			*
	森林	船越半島	期間更新	730	0	730			*
	森林	山田町小谷鳥	期間更新 区域縮小	854	△ 54	800		境界見直し	*
	希少	岩泉町小本	期間更新	225	0	225			
	身近	大船渡市蛸ノ浦	期間更新	97	0	97			
	森林	洋野町滝沢	期間更新	720	0	720			
H29計		20箇所		9,275	△ 552	8,723			

年度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動			変更後の存続期間	変更理由	備考
				異動前の面積 (ha)	異動面積 (ha)	異動後の面積 (ha)			
30	森林	盛岡市小貝沢	期間更新 区域縮小	2,857	△ 377	2,480	30.11.1~ 40.10.31	区域縮小による有害鳥獣捕獲可能区域の拡大	
	森林	八幡平市安比高原	期間更新 区域拡大	432	13	445		境界見直し	*
	森林	雫石町篠崎	期間更新	236	0	236			
	身近	奥州市水沢大師山	期間更新	40	0	40			
	森林	毒ヶ森	期間更新	1,834	0	1,834			*
	森林	早池峰山	期間更新	8,150	0	8,150			*
	森林	遠野市上郷中山	期間更新	232	0	232			
	身近	西和賀町志賀来山	期間更新	108	0	108			
	森林	一関市萩荘厳美	期間更新	442	0	442			
	森林	宮古市佐賀部	期間更新	100	0	100			
	森林	宮古市刈屋	期間更新	1,369	0	1,369			
	希少	岩泉町伏屋	期間更新	1,357	0	1,357			
	希少	岩泉町追子沢	期間更新	362	0	362			
	森林	三陸町首崎	期間更新	34	0	34			
	森林	大窪山五葉山	期間更新	915	0	915			
	森林	普代村黒崎	期間更新	306	0	306			
	森林	野田村横合	期間更新	310	0	310			
	森林	洋野町青菜畑	期間更新	460	0	460			
H30計		18箇所		19,544	△ 364	19,180			

年度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動			変更後の存続期間	変更理由	備考
				異動前の面積 (ha)	異動面積 (ha)	異動後の面積 (ha)			
31	森林	滝沢	期間更新	2,020	0	2,020	31.11.1~ 41.10.31		
	大規模	八幡平	期間更新	16,262	0	16,262			*
	森林	葛巻町外川	期間更新	1,110	0	1,110			
	森林	焼石連峰	期間更新	7,189	0	7,189			*
	森林	花巻市戸塚森森林公園	期間更新	23	0	23			
	身近	宮古市十二神山	期間更新	120	0	120			*
	繁殖	山田町船越大島	期間更新	18	0	18			
	森林	久慈市侍浜	期間更新	200	0	200			
	森林	久慈市山根	期間更新	668	0	668			
	森林	久慈溪流	期間更新	2,086	0	2,086			
H31計		10箇所		29,696	0	29,696			
年度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動			変更後の存続期間	変更理由	備考
				異動前の面積 (ha)	異動面積 (ha)	異動後の面積 (ha)			
32	森林	八幡矢神岳	期間更新 区域拡大	675	10	685	32.11.1~ 42.10.31	境界見直し	
	森林	滝沢市砂込	期間更新	457	0	457			
	森林	雫石町	期間更新	2,280	0	2,280			
	森林	葛巻町黒森	期間更新	1,255	0	1,255			
	森林	岩手町	期間更新	3,837	0	3,837			*
	森林	五葉山	期間更新	2,489	0	2,489			*
	森林	宮古市崎山	期間更新	1,089	0	1,089			
	身近	浄土ヶ浜・蛸の浜	期間更新	241	0	241			
	森林	陸前高田市箱根山	期間更新	40	0	40			
	森林	二戸市上斗米	期間更新	1,265	0	1,265			
	森林	鳥越	期間更新	182	0	182			
H32計		11箇所		13,810	10	13,820			

年度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動			変更後の存続期間	変更理由	備考
				異動前の面積(ha)	異動面積(ha)	異動後の面積(ha)			
33	森林	家畜改良センター岩手牧場	期間更新	868	0	868	33.11.1~ 43.10.31		
	森林	奥州市前沢月山	期間更新	90	0	90			
	森林	北上市飛勢城	期間更新	129	0	129			
	森林	宮古市川井達曾部	期間更新	978	0	978			*
	森林	洋野町種市中野西部	期間更新	1,090	0	1,090			
	森林	九戸村夏間木	期間更新	51	0	51			
H33計		6箇所		3,206	0	3,206			

注1 指定区分は、次のとおり。

森林⇒森林鳥獣生息地、大規模⇒大規模生息地、渡来⇒集団渡来地、繁殖⇒集団繁殖地、
希少⇒希少鳥獣生息地、回廊⇒生息地回廊、身近⇒身近な鳥獣生息地

注2 備考欄の「*」は、国有林を含む。

(参考) 国指定鳥獣保護区の指定状況(更新等は環境省が行う。)

区分	名 称	所在地	面 積	存 続 期 間	備 考
繁殖	三貫島鳥獣保護区	釜石市	25ha	13.11.1~33.10.31	全域が特別保護地区に指定
繁殖	日出島鳥獣保護区	宮古市	8ha	14.11.1~34.10.31	全域が特別保護地区に指定

2 特別保護地区の指定

(1) 方針

① 指定に関する中長期的な方針

本県では、鳥獣保護区の区域内において、特に鳥獣の生息環境の保全を必要とする場所について、水面の埋立て、工作物の新築等一定の行為が規制される特別保護地区の指定に努めてきたところであり、第11次計画終了時までには10箇所(6,155ha)を指定した。

鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図る上で、生息環境の保全は極めて重要であることから、今後においても特別保護地区の指定に努めるとともに、本計画の期間中に期間満了となる8箇所(6,136ha)の特別保護地区について、引き続き指定(再指定)する。ただし、指定期間内に鳥獣の生息状況が変化する等の事情が発生した場合は、指定区域の変更や指定廃止も検討することとする。

なお、特別保護地区の指定には至らないが、鳥獣保護区のうち希少鳥獣生息地及び集団繁殖地の保護区については、その重要性に鑑み、関係者等に対して生息環境の保全について配慮を求める。

② 指定区分ごとの方針

指定区分	方針
(ア) 森林鳥獣生息地の保護区	良好な鳥獣の生息環境となっている区域について指定する。
(イ) 大規模生息地の保護区	猛禽類や大型鳥獣を含む多様な鳥獣が生息し、当該保護区において必要と認められる中核的地区について指定する。
(ウ) 集団渡来地の保護区	渡来する鳥獣の採餌場又はねぐらとして必要と認められる中核的地区について指定に努める。
(エ) 集団繁殖地の保護区	保護対象となる鳥獣の繁殖を確保するため必要と認められる中核的地区について指定する。
(オ) 希少鳥獣生息地の保護区	保護対象となる鳥獣の繁殖、採餌等に必要な広範囲の区域について指定に努める。
(カ) 生息地回廊の保護区	保護対象となる鳥獣の移動経路として必要と認められる中核的地区について指定に努める。
(キ) 身近な鳥獣生息地の保護区	鳥獣の誘致又は鳥獣保護思想の普及啓発上必要と認められる区域について指定する。

※ 特別保護指定区域

集団繁殖地の保護区、希少鳥獣生息地の保護区等の特別保護地区内において、人の立入り、車両の乗り入れ等により、保護対象となる鳥獣の生息、繁殖等に悪影響が生じるおそれのある場所について指定するよう努める。

(3) 特別保護地区の指定内訳

年度	指定の対象となる鳥獣保護区				特別保護地区		特別保護指定区域		備考
	指定区分	鳥獣保護区 名称	指定面積 ha	存続期間	指定面積 ha	存続期間	指定面積 ha	存続期間	
29	森林鳥獣 生息地	岩洞湖	1,680	29.11.1～ 39.10.31	620	29.11.1～ 39.10.31			
	計	1箇所	1,680		620				
30	森林鳥獣 生息地	盛岡市小貝沢	2,857	30.11.1～ 40.10.31	101	30.11.1～ 40.10.31			
	森林鳥獣 生息地	早池峰	8,150	30.11.1～ 40.10.31	2,422	30.11.1～ 40.10.31			*
	計	2箇所	11,007		2,523				
31	大規模 生息地	八幡平	16,262	31.11.1～ 41.10.31	1,742	31.11.1～ 41.10.31			*
	集団 繁殖地	山田町 船越大島	18	31.11.1～ 41.10.31	18	31.11.1～ 41.10.31			
	計	2箇所	16,280		1,760				
32	森林鳥獣 生息地	滝沢市砂込	457	32.11.1～ 42.10.31	15	32.11.1～ 42.10.31			
	森林鳥獣 生息地	五葉山	2,489	32.11.1～ 42.10.31	1,151	32.11.1～ 42.10.31			*
	身近な鳥獣 生息地	浄土ヶ浜・ 蛸の浜	241	32.11.1～ 42.10.31	67	32.11.1～ 42.10.31			
	計	3箇所	3,187		1,233				
合計		8箇所	32,154		6,136				

注1 鳥獣保護区特別保護地区の新規指定は、予定していない。

注2 備考欄の「*」は、国有林を含むことを示す。

(参考) 国指定鳥獣保護区の指定状況(更新等は環境省が行う。)

区分	名 称	所在地	面 積	存続期間	備 考
繁殖	三貫島鳥獣保護区	釜石市	25ha	13.11.1～33.10.31	全域が特別保護地区に指定
繁殖	日出島鳥獣保護区	宮古市	8ha	14.11.1～34.10.31	全域が特別保護地区に指定

3 休猟区の指定

(1) 方針

- ① 休猟区は、可猟地域における狩猟鳥獣生息数の回復を図るためのものであり、本計画の期間中においても、鳥獣の減少傾向や繁殖適地を考慮しながら、分布に偏りがないように指定する。
- ② 狩猟鳥獣の生息数に著しい減少が認められない場合や、野生鳥獣による農林水産物被害が発生している場合は、休猟区を指定しない場合がある。
- ③ これまでの指定効果等から、休猟区の存続期間は原則として2年間とする。
- ④ 道路、河川、鉄道等の現地で容易に確認できる境界線により区域を設定するよう努める。

(2) 休猟区指定計画

年度	休猟区指定所在地	休 猟 区 名 称	指定面積 (ha)	存続期間	備 考	
29						
	H29計	0	0			
30						
	H30計	0	0			
31		休猟区指定計画なし				
	H31計					
32						
	H32計	0	0			
33						
	H33計	0	0			
合 計		0	0			

(3) 特例休猟区指定計画

第二種特定鳥獣管理計画の対象区域内の休猟区において、第二種特定鳥獣管理計画の対象鳥獣であるツキノワグマ、ニホンジカ及びイノシシを狩猟により捕獲することが、第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るため特に必要と認められるときは、農林業被害等の状況、関係機関等の意見などを踏まえ、第二種特定鳥獣管理計画の対象区域内の休猟区の全部又は一部について、第二種特定鳥獣を狩猟により捕獲することができる区域(以下「特定休猟区」という。)への指定に努め、特定計画の効果的・効率的な目標達成を図る。

なお、特例休猟区の指定に当たっては、鳥獣の生息状況を把握し、対象となる鳥獣以外の鳥獣の生息に影響を与えないようにする。また、第二種特定鳥獣管理計画の実施期間中においても生息状況を調査し、鳥獣の生息状況に影響が見られる場合には、必要に応じて特例休猟区の指定を見直す。

4 鳥獣保護区の整備等

(1) 方針

- ① 鳥獣保護区の指定又は区域拡大を予定する区域等について、鳥獣の生息状況、生息環境、開発の動向等について調査を行い、指定等の検討資料とする。
- ② 鳥獣保護区の指定目的を達成するため、それぞれの鳥獣保護区の自然環境等に配慮しながら管理施設、利用施設等の整備・充実を図る。
- ③ 鳥獣保護区及び特別保護地区の境界線が明らかになるよう、必要な標識を設置するとともに、管理施設の充実に努める。
- ④ 人と鳥獣とのふれあいや環境教育の場としての活用を図る観点から、ネイチャーセンターの観察路、観察舎等及び鳥獣保護区の給餌・給水施設等の利用施設について、必要に応じて整備（維持補修等を含む。）に努める。
- ⑤ 鳥獣保護管理員が定期的に鳥獣保護区を巡視するとともに、必要に応じて指定前後の状況等を調査するなど、鳥獣保護区の管理の充実に努める。

(2) 整備計画

① 管理施設の整備

区 分	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
鳥獣保護区の標識の設置 (県内一円)	23箇所 280枚	19箇所 200枚	9箇所 120枚	8箇所 80枚	8箇所 80枚
管理施設（ネイチャーセンター）の 整備（滝沢鳥獣保護区）	必要に応じて整備（維持補修等を含む。）に努める。				

② 利用施設の整備

区 分	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
観察路、観察舎等（ネイチャーセンター） の整備（滝沢鳥獣保護区）	必要に応じて整備（維持補修等を含む。）に努める。				
その他の施設（鳥獣保護区の給餌・ 給水施設等）の整備（県内一円）	必要に応じて整備（維持補修等を含む。）に努める。				

③調査、巡視等の計画

区 分		29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	32 年度
巡視（県内一円） （鳥獣保護管理 員）	箇所数	1 4 0	1 4 0	1 4 0	1 4 0	1 4 0
	人 員	7 5	7 5	7 5	7 5	7 5
調 査		必要に応じて管理のための調査を実施する。				

(3) 保全事業を実施する予定の鳥獣保護区等の概要

鳥獣保護区の指定後の環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化し、指定目的及び鳥獣の生息状況に照らして必要があると認める場合には、法第 28 条の 2 に定める保全事業の実施により生息環境の改善に努める。

保全事業を行うに当たっては、県は、関係者の意見を聞き、当該鳥獣保護区の保護に関する指針において、保全事業の目標、区域及び事業内容を定める。

県又は市町村は、保全事業を実施するときは、この指針に適合した保全事業の実施計画を作成するとともに、土地の所有者等の合意形成、関係機関等との調整を図る。

なお、保全事業の実施後においても目標達成の状況のモニタリング等に努める。

第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

1 鳥獣の人工増殖

(1) 方針

本県における主要な狩猟鳥の一つであるキジは、その捕獲数が減少の傾向を示し、生息数も減少しているものと考えられることから、その人工増殖に努める。

増殖の実施は、現在民間養殖業者を中心に安定して行われていることから、今後においても民間養殖業者を中心に行うこととする。

なお、希少鳥獣等の人工増殖については、現在、県では実施していないが、種の保存のため、今後、取り組むことも想定されることから、鳥獣保護センターにおいて必要な情報の蓄積に努める。県以外の機関で行われている希少鳥獣等の人工増殖（放鳥獣を含む。）については、必要な支援に努める。

(2) 人工増殖計画

年 度	希少鳥獣等		狩 猟 鳥 獣		備 考
	鳥獣名	実施方法	鳥獣名	指導方法	
29 年度 ～ 33 年度	—	—	キジ	養殖業者から技術指導等の要請があった場合、現地指導等により対応する。	民間養殖業者による人工増殖計画 キジ 700 羽／年

2 放鳥獣

(1) 方針

県では、昭和 40 年度からキジの放鳥を開始し、平成 2 年度からは放鳥効果が高いと言われる春にも放鳥しており、平成 16 年度までは毎年 1,000～2,000 羽放鳥していたが、平成 17 年度からは 800～900 羽、平成 21 年度からは 300～500 羽程度放鳥している（そのほかに、猟友会、市町村等でも放鳥している）。

放鳥するキジ（オス）には標識（足環）を装着し、捕獲された際に標識を回収する放鳥効果測定調査を実施し、回収した標識から放鳥年月日、放鳥場所等を確認することにより、その定着状況等を明らかにし、放鳥効果を把握する。調査の結果、著しい資源の減少が認められた場合には、狩猟自粛等の対応について検討する。

また、放鳥する個体は、病原体の伝播等により人や鳥獣に悪影響を及ぼすおそれのないものとする。特に高病原性鳥インフルエンザが発生しているときは、放鳥事業用のキジ養殖業者に対して、衛生管理の徹底や個体の健康状況の確認等の要請を検討するとともに、それらを踏まえて放鳥事業実施の一時的な見合わせの必要性について検討する。

(2) 放鳥計画

放鳥効果測定調査やキジの出合数調査等の状況に応じ、本計画の期間中においても、キジの保護と狩猟資源の確保を図るため、県では、引き続き放鳥事業を実施する。

(3) 放獣計画

狩猟鳥獣である哺乳類については、原則として、放獣を行わない。

第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

1 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方

(1) 希少鳥獣

法第 2 条第 4 項に基づき環境省令で定める鳥獣及び国のレッドリストにおいて絶滅危惧種 I A、IB 類又は II 類あるいは県のレッドリストにおいて同等の取扱がなされている鳥獣とし、レッドリスト又はレッドデータブックの見直しに合わせて対象種を見直すこととする。これらの種においては、適切な情報管理の下、生息状況や生息環境の把握に努めるとともに、必要な保護及び管理のための措置を講じる。

(2) 狩猟鳥獣

狩猟鳥獣のうち、キジ、ヤマドリについては、生息環境の悪化等により生息数の減少が懸念されるため、捕獲等の禁止（全部又は一部の期間）の措置を講じており、本計画の期間中においても、生息状況等の把握に努めながら適切な措置を講じる。

また、その他の狩猟鳥獣については、生息状況、捕獲状況等の把握に努めながら、必要に応じて保護及び管理のための措置を講じる。

(3) 外来鳥獣等

本来本県に生息地を有しておらず、人為的な導入もしくは生息域の拡大により侵入してきた鳥

獣とし、外来鳥獣等の新たな生息情報や被害情報等があった場合は、法及び特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号。以下「外来生物法」という。）に基づき適切な管理に努める。

（４）指定管理鳥獣

法第 2 条第 5 項に基づき環境省令で定める鳥獣とする。

なお、県内における指定管理鳥獣の生息状況や被害状況等を勘案のうえ、必要と認められるときは、第二種特定鳥獣管理計画に基づき、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するものとする。

（５）一般鳥獣

上記（１）～（４）以外の鳥獣とし、地域個体群の増減の動向、被害の発生状況などを踏まえ、必要な保護及び管理のための措置を講じる。

2 捕獲許可基準の設定に当たっての共通事項

（１）許可しない場合の基本的考え方

次のような場合には、法第 9 条に規定される鳥獣の捕獲等（捕獲又は殺傷をいう。以下「捕獲等」という。）又は鳥類の卵の採取等（採取又は損傷をいう。以下「採取等」という。）を許可しないこととする。

- ① 捕獲等又は採取等の後の処置の計画等に照らして明らかに捕獲等又は採取等の目的が異なると判断される場合
- ② 捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせたり、絶滅のおそれを著しく増加させるなど鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。ただし、外来鳥獣等による被害が生じている地域又は今後被害が予想される地域において、当該鳥獣による被害を防止する目的で捕獲等又は採取等をする場合は、当該鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。
- ③ 鳥獣の生息基盤である動植物相を含む生態系を大きく変化させるなど、捕獲等又は採取等によって生態系の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるような場合
- ④ 捕獲等又は採取等によって第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画に係る鳥獣の管理に重大な支障を及ぼすおそれがあるような場合
- ⑤ 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地の静穏の保持に支障を及ぼすおそれがある場合
- ⑥ 特定猟具使用禁止区域内で特定猟具を使用した捕獲等を行う場合であって、特定猟具の使用によらなくても捕獲等の目的が達せられる場合、又は特定猟具使用禁止区域内における特定猟具の使用に伴う危険の予防若しくは社寺境内、墓地の静穏の保持に著しい支障が生じる場合
- ⑦ 愛がんのための飼養を目的としている場合
- ⑧ 法第 36 条及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成 14 年環境省令第 28 号。以下「施行規則」という。）第 45 条に危険猟法として規定される猟法により捕獲等を行う場合。ただし、法第 37 条の規定による環境大臣の許可を受けたものについては、この限りでない。
- ⑨ 法第 38 条第 2 項に規定される住居集合地域等における銃猟により捕獲等を行う場合。ただし、法第 38 条の 2 の規定による都道府県知事の許可を受けたものについては、この限りでない。

い。

(2) 許可に当たっての条件の考え方

捕獲等又は採取等の許可に当たっての条件は、期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮及び適切なわなの数量の限定、見回りの実施方法等について付すものとする。

特に、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全を確保する観点から適切な条件を付すものとする。

また、第二種特定鳥獣管理計画に係る鳥獣の管理のために必要がある場合においては、適切な条件を付すものとする。

(3) わなの使用に当たっての許可基準

わなを使用した捕獲等については、次の基準を満たす場合に許可することとする。ただし、ア(ア)のくくりわなの輪の直径については、捕獲場所、捕獲時期及びツキノワグマの生息状況等を勘案して、錯誤捕獲のおそれが少ないと判断される場合には、これによらないことができる。また、鳥類のうちカラス類の捕獲についてはわなを使用した捕獲を許可することとする。

使用目的	基準
ア 獣類の捕獲等の目的 (ウの場合を除く。)	(ア) くくりわなを使用する方法の場合は、原則として輪の直径が12センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着したものであること。 (イ) とらばさみを使用する方法の場合は、鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長は12センチメートルを超えないものであり、衝撃緩衝器具を装着したものであり、安全の確保や鳥獣の保護の観点から、他の方法では目的が達成できない等、やむを得ない事由が認められる場合に限る。
イ イノシシ及びニホンジカの捕獲等の目的	くくりわなを使用する方法の場合は、ア(ア)の規制に加えて、ワイヤーの直径が4ミリメートル以上であり、よりもどしを装着したものであること。
ウ ツキノワグマの捕獲等の目的	はこわなに限ること。
エ 小型の鳥獣の捕獲等の目的	わな猟免許を有しない者が、自己責任の下ではこわなを使用する方法の場合は、縦・横・高さの合計が160センチメートル以下であること。

(4) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

地域における生息数が少ない等保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱うものとし、継続的な捕獲が必要となる場合は、生息数や生息密度の推定に基づき、捕獲数を調整する等、適正な捕獲が行われるよう図るものとする。このような種については、有害鳥獣捕獲と紛らわしい形態を装った不必要な捕獲等の生じることのないように各方面を指導するとともに、地域の関係者の理解の下に、捕獲した個体を被害等が及ぶおそれの少ない地域へ放

獣させる等、生息数の確保に努めることも検討するものとする。

(5) 鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可の考え方

捕獲実施区域と水鳥又は希少猛禽類の生息地が重複しており、科学的な見地から、鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可に当っては、鉛が暴露しない構造及び素材の装弾を使用し、又は捕獲個体の搬出の徹底を指導する。

また、当該地域における鉛製弾の使用禁止について、段階的に検討する。

3 目的別の捕獲許可の基準

3-1 学術研究を目的とする場合

(1) 学術研究

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

① 研究の目的及び内容

次のアからエまでのいずれにも該当するものであること。

ア 主たる目的が、理学、農学、医学、薬学等に関する学術研究であること。

ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めない。

イ 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取を行う以外の方法では、その目的を達成することができないと認められること。

ウ 主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であること。

エ 研究により得られた成果が、学会又は学術誌等により、一般に公表されるものであること。

② 許可対象者

理学、農学、医学、薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者。

③ 鳥獣の種類・数

研究の目的を達成するために必要な種類又は数（羽、頭又は個）。ただし、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣に関する学術研究を目的とする場合には、適切な種類又は数（羽、頭又は個）とする。

④ 期間

1年以内

⑤ 区域

研究の目的を達成するために必要な区域とする。

⑥ 方法

次の各号に掲げる条件に適合するものであること。

ア 法第12条第1項又は第2項に基づき禁止されている猟法（以下「禁止猟法」という。）ではないこと。

イ 殺傷又は損傷（以下「殺傷等」という。）を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要と認められるものであること。ただし、外来鳥獣又は生態系やのう農林水産

業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣であって、捕獲した個体を放鳥すべきではないと認められる場合は、この限りでない。

⑦ 捕獲等又は採取等後の措置

ア 殺傷等を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。

イ 個体識別等の目的でタグ又は標識の装着、体の一部の切除、マイクロチップの皮下への埋込み等を行う場合は、当該装置が鳥獣の生態に著しい影響を及ぼさないものであり、かつ研究の目的を達成するために必要であると認められるものであること。

ウ 電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、当該措置が研究の目的を達成するために必要であると認められるものであること。

なお、電波発信機を装着する場合には、必要期間経過後短期間のうちに脱落するものであること。また、装着する標識が脱落しない仕様である場合には、情報の収集・活用を促進する観点から標識の情報を公開するよう努めること。

(2) 標識調査（環境省足環を装着する場合）

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

① 許可対象者

国若しくは都道府県の鳥獣行政事務担当職員又は国若しくは都道府県より委託を受けた者（委託を受けた者から依頼された者を含む。）

② 鳥獣の種類・数

標識調査を主たる業務として実施している者においては、鳥類各種各 2,000 羽以内、3年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者においては、同各 1,000 羽以内、その他の者においては同各 500 羽以内。ただし、特に必要が認められる種については、この限りでない。

③ 期間

1年以内

④ 区域

規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。

⑤ 方法

網、わな又は手捕。

⑥ 捕獲等又は採取等後の措置

足環を装着し放鳥する。なお、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣については、調査のための放鳥のほか、必要に応じて、殺処分等の措置を講じることができる。

3-2 鳥獣の保護を目的とする場合

(1) 第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護

原則として以下の許可基準によるほか、第一種特定鳥獣保護計画の目的が適正に達成されるよう行われるものとする。

① 許可対象者

国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の期間の職員を含む。）、第一種特定鳥獣保護計画に基づく事業の受託者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者。

② 鳥獣の種類・数

第一種特定鳥獣保護計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数（羽、頭又は個）であること。

③ 期間

第一種特定鳥獣保護計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とすること。なお、複数年にわたる期間を設定する場合には、第一種特定鳥獣保護計画の内容を踏まえ適切に対応すること。

④ 区域

第一種特定鳥獣保護計画の達成を図るために必要かつ適切な区域とすること。

⑤ 方法

可能な限り対象鳥獣の殺傷等を防ぐ観点から適切な方法をとること。

(2) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

① 許可対象者

国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の期間の職員を含む。）、国又は地方公共団体から当該事務を受託した者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者。

② 鳥獣の種類・数

必要と認められる種類及び数（羽、頭又は個）。

③ 期間

1年以内。

④ 区域

申請者の職務上必要な区域。

⑤ 方法

禁止猟法は認めない。

(3) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

① 国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の期間の職員を含む。）、国又は地方公共団体から当該事務を受託した者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者。

② 鳥獣の種類・数

必要と認められる種類及び数（羽、頭又は個）。

③ 期間

1年以内。

④ 区域

必要と認められる区域。

⑤ 方法

禁止猟法は認めない。

3-3 鳥獣の管理を目的とする場合

(1) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整を目的とする場合

① 許可対象者

原則として、銃器を使用する場合は第1種銃猟免許を所有する者（空気銃を使用する場合には第1種銃猟又は第2種銃猟免許を所持する者）、銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者であること。ただし、銃器の使用以外の方法による法人に対する許可であって、以下のアからエの条件を全て満たす場合は、狩猟免許を受けていない者も許可対象者とすることができる。

ア 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること

イ 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められること

ウ 当該免許を受けていない者が当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うこと

エ 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること

② 鳥獣の種類・数

第二種特定鳥獣管理計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数（羽、頭又は個）であること。

③ 期間

第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とすること。なお、複数年にわたる期間を設定する場合には、第二種特定鳥獣管理計画の内容を踏まえ適切に対応すること。捕獲等又は採取等の対象以外の鳥獣の保護及び繁殖に支障がある期間は避けるよう配慮すること。

④ 区域

第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るために必要かつ適切な区域とすること。

⑤ 方法

空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合については、この限りでない。

また、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造及び素材の装弾は使用しないよう努める。

(2) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合

① 被害の防止の目的での捕獲の基本的考え方

有害鳥獣捕獲は、被害が現に生じているか又はそのおそれがある場合に、その防止及び軽減を図るために行うものとする。その捕獲は、原則として被害防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行う。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等については、被害の有無にかかわらず許可するものとする。

有害鳥獣捕獲の実施に当たっては、関係部局等との連携の下、被害防除施設の整備、未収穫

物の撤去等の被害防除対策等が総合的に推進されるよう努める。また、農林水産業等と鳥獣の保護との両立を図るため、総合的、効果的な防除方法、狩猟を含む個体数管理等、鳥獣の適正な管理方法を検討し、所要の対策が講じられるよう努める。

② 予察捕獲の基本的考え方

鳥獣による農林作物等の被害のおそれがある場合に実施する予察による有害鳥獣捕獲（以下「予察捕獲」という。）は、常時捕獲を行ってその生息数を低下させる必要があるほど強い害性が認められる場合のみ許可する。

予察捕獲を実施する場合は、被害発生のおそれのある地域ごとに、農林水産物の被害や作付けの状況、鳥獣の生息状況の推移等を勘案し、被害・影響の発地域、時期等を予察した鳥獣の種類別、地域別の被害発生予察表を作成する。ただし、指定管理鳥獣、外来鳥獣等及び第二種特定鳥獣管理計画に基づいて管理している鳥獣を除く。

予察捕獲については、捕獲等又は採取等の数の上限を設定する等、許可の方針を明らかにする。なお、予察捕獲の対象とする鳥獣による被害の発生状況については、毎年点検し、その結果に基づき必要に応じて予察捕獲の実施を調整するなど適切に対応する。

③ 鳥獣の適正管理の実施

ア 方針

農林水産業等と鳥獣の保護との両立を図るため、農林水産担当部局や市町村等の関係機関との連携の下、鳥獣の生息状況や生活環境、農林業等の被害状況の把握に努め、効果的な被害防除対策を講じるとともに、有害鳥獣捕獲や狩猟を含む個体数管理など総合的な対策を推進する。

なお、被害の未然防止を図るため、まだ被害を受けていない地域住民等に対して加害鳥獣の生態や習性等に関する普及啓発にも努める。

イ 第二種特定鳥獣の被害防除対策

鳥獣のうち特に被害が顕著であり、かつ地域個体群の長期にわたる安定的な維持が必要であるとして第二種特定鳥獣としているツキノワグマ、ニホンジカ及びカモシカについては、次のような基本的考え方の下、第二種特定鳥獣管理計画に基づき総合的な対策を推進する。

対象鳥獣名	年 度	基本的考え方
ツキノワグマ	平成 29～33 年度	第二種特定鳥獣管理計画に基づき、被害と個体群維持のバランスを図りながら適切に対策を実施する。
ニホンジカ	平成 29～33 年度	
カモシカ	平成 29～33 年度	
イノシシ	平成 29～33 年度	

ウ 地域レベルの防除対策の充実

被害が慢性的に発生している地域においては、必要に応じて、鳥獣の出現状況の把握・連絡、追い払い等の体制の整備、被害実態等の的確な把握、防護柵・電気柵等の防除技術の普及、効果的な取組み事例の住民への情報提供等により、効果的な被害防除が図られるよう関係市町村に要請する。

④ 被害の防止の目的での捕獲についての許可基準の設定

ア 方針

有害鳥獣捕獲の許可は、被害の状況及び防除対策の実施状況を的確に把握し、その結果、被害が生じているか又はそのおそれがあり、原則として防除対策によっても被害が防止できないと認められるときに行うこととする。

狩猟鳥獣、アオサギ、ダイサギ、コサギ、トビ、カワラバト（ドバト）、ウソ、オナガ、ニホンザル以外の鳥獣については、被害が生じることは稀であるため、上記以外の鳥獣についての有害鳥獣捕獲の許可に当たっては、被害の実態を十分に調査するとともに、有害鳥獣捕獲以外の方法による被害防止方法を検討した上で許可するなど、特に慎重に取り扱う。

なお、希少鳥獣等保護の必要性が高い種又は地域個体群については、更に慎重に取り扱う。

また、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等による被害の防止を図る場合は、当該鳥獣等に対して、有害鳥獣捕獲又は外来生物法の規定により適切に対処する。

イ 許可基準

(ア) 許可対象者等

㊦ 有害鳥獣捕獲の許可申請者は、原則として、被害を受けた者若しくは被害を受けた者から依頼された者（以下「被害者等」という。）又は国、地方公共団体、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、法第 18 条の 5 第 2 項第 1 号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者等の法人（以下「法人」という。）とする。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等については、被害を受けていない者等であっても申請できるものとする。

㊧ 有害鳥獣捕獲の捕獲実施者（㊦の許可申請者をいう。ただし、法人にあつては、その許可に係る捕獲等又は採取等に従事する者（以下「従事者」という。）をいう。以下同じ。）は、銃器（装薬銃）を使用する場合は第 1 種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合は第 1 種銃猟免許又は第 2 種銃猟免許を所持する者）、銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者（当該狩猟免許の効力が停止中の者を除く。）とする。ただし、捕獲した個体の適切な処分ができないと認められる場合を除き、次に掲げる場合は、狩猟免許を有しない者でも捕獲等ができるものとする。

i 小型の箱わな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより、アライグマ、ハクビシン、ヌートリア等の鳥獣を捕獲する場合であつて、次に掲げる場合

ア) 住宅等の建物内における被害を防止する目的で、当該敷地内において捕獲する場合

イ) 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内（使用するわなで捕獲される可能性がある希少鳥獣が生息する地域を除く。）において捕獲する場合であつて、1 日 1 回以上の見回りを実施する等、錯誤捕獲等により鳥獣の保護に重大な支障を生じないと認められる場合

ii 被害を防止する目的で、巣の撤去等に伴ってハシブトガラス、ハシボソガラス及びドバト等の雛を捕獲等する場合又は卵の採取等をする場合

iii 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において、囲いわなを用いてイノシシ、ニホンジカその他の鳥獣を捕獲する場合

iv 許可申請者が法人で、銃器の使用以外の方法による場合であつて、従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれ、かつ、当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められる場合は、従

事者の中に当該免許を受けていない者を補助者として含むことができる。この場合、当該免許を受けていない者は、当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うよう指導するものとする。当該法人は、地域の関係者と十分な調整を図り、有害鳥獣捕獲の効果的な実施に努める。

また、法人に対しては、指揮監督の適正を期するため、それぞれの従事者が行う捕獲行為の内容を具体的に指示するとともに、従事者の台帳を整備するよう十分に指導する。

㉞ 有害捕獲に当たっては、捕獲実施者の中に被害発生地域の地理及び鳥獣の生息状況を把握している者を含むこととする。また、被害等の発生状況に応じて共同又は単独による有害鳥獣捕獲の方法が適切に選択され、それに必要な人数となるようにするものとする。

㉟ 捕獲実施者は、適切に有害鳥獣捕獲を行うために下記のいずれかに該当する者とする。ただし、農林業者がその事業地内において、はこわなによりハクビシンおよびアライグマを捕獲する場合、及び3-3(2)④イ(ア)㉞ただし書きに掲げる、狩猟免許を有しない者が捕獲する場合を除く。

i 鳥獣被害対策実施隊（鳥獣被害防止特措法第9条第1項に規定する鳥獣被害対策実施隊をいう。以下同じ。）に任命された者、若しくは地区猟友会長等の推薦を受けた者。

ii 捕獲しようとする期間中を対象とする、狩猟事故共済に加入する等、狩猟者登録を行う場合と同等の損害賠償責任能力を備えている者。

iii 銃を使用しない捕獲（ツキノワグマの捕獲を除く。）を実施する場合において、当該狩猟免許を所持している国及び地方公共団体の職員であって、職務により捕獲に従事しようとする者。

(イ) 鳥獣の種類・捕獲等又は採取等の数

㉞ 有害鳥獣捕獲の対象鳥獣の種類は、現に被害を生じさせ、又はそのおそれのある種とする。

㉟ 捕獲等又は採取等の数は、被害を防止する目的を達成するために必要な数（羽、頭、個）とする。

㊱ 鳥類の卵の採取等の許可は、原則として、次のいずれかに該当する場合のみ行うこととする。

i 現に被害を発生させている個体を捕獲等することが困難であり、卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合

ii 建築物等の汚染や巣材による送電鉄塔等の電気事故等を防止するため、巣を除去する必要がある、併せて卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合

iii 捕獲等又は採取等の数は、被害を防止する目的を達成するために必要な数（羽、頭、個）であるものとする。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等に係る被害防止を目的とする場合には、i～iiiは適用しない。

(ウ) 期間

㉞ 有害鳥獣捕獲を実施する期間は、原則として被害が生じている時期（予察捕獲の場合を除く。）のうち、最も効果的に有害鳥獣捕獲が実施できる時期であって、地域の実情に

応じ、安全に配慮した適切な期間とする。

- ④ 有害鳥獣捕獲の対象鳥獣以外の鳥獣の繁殖に支障がある期間は、できる限り避けることとする。
- ⑤ 狩猟期間中及びその前後における有害鳥獣捕獲は、農林水産業等に係る被害の防止の重要性にかんがみ、適切な期間とするものとし、あわせて、狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう、許可を受けた者に対しては捕獲区域の周辺住民等関係者への事前周知を徹底させるなど、適切に対応する。

(エ) 区域

- ⑥ 有害鳥獣捕獲を実施する区域は、被害の発生状況に応じ、その対象となる鳥獣の行動圏域を踏まえて被害の発生地域及びその隣接地等を対象とするものとし、その範囲は必要かつ適切な区域とする。ただし、外来鳥獣等を捕獲しようとする場合は、この限りでない。
- ⑦ 被害が複数の市町村にまたがって発生する場合には、被害の状況に応じ市町村を越えて共同して広域的に有害鳥獣捕獲を実施するなど、効果的に実施されるよう市町村等に要請する。
- ⑧ 鳥獣保護区等で実施する場合は、他の鳥獣の繁殖等に支障が生じないよう慎重に取り扱う。集団渡来地、集団繁殖地、希少鳥獣生息地の保護区等、特に鳥獣の保護を図ることが必要な地域においては、更に慎重に取り扱う。

(オ) 方法

- ⑨ 有害鳥獣捕獲を実施する方法は、従来捕獲実績を考慮した最も効果のある方法（銃器、網又はわな）によることとする。
- ⑩ 空気銃を使用した捕獲等は、中・小型鳥類に限ることとする。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合（止めさし）はこの限りではない。
- ⑪ 法第 15 条第 1 項に基づき鉛製散弾を使用する猟法を禁止している指定猟法禁止区域においては、禁止された鉛製散弾は使用しないこととする。
- ⑫ ハの禁止区域以外においても、猛禽類の鉛中毒を防止するため、鉛が暴露する構造・素材の銃弾は使用しないよう努めることとする。
- ⑬ 有害鳥獣捕獲の対象となる鳥獣の嗜好する餌を用いた捕獲方法を取り、結果として被害等の発生の遠因を生じさせることのないよう注意することとする。

(カ) 鳥獣の種類別許可基準

(ア) から (オ) までに掲げるもの（以下この項において「共通許可基準」という。）のほか、許可権者及び鳥獣の種類別の許可基準を次のとおりとする。

許可権者	鳥獣の種類	許可基準					備考
		許可申請者	捕獲等又は採取等の数	時期	期間	方法	
市町村	ツキノワグマ	原則として地方公共団体。ただし、状況に応じて被害者等又は地方公共団体以外の法人も可能とする。	共通許可基準のとおりに	不測の事態により人身に対する危害が発生した場合又は危害が発生するおそれがあり、かつ、緊急を要する場合	原則として当日限りとする。ただし、必要に応じて1日単位で更新できる。(許可日を含め5日を限度とする)	銃器	
	ツキノワグマ以外の権限移譲された鳥獣	共通許可基準のとおりに	共通許可基準のとおりに。ただし、別表1に掲げるものを除く。	共通許可基準のとおりに	共通許可基準のとおりに	共通許可基準のとおりに	鳥類の卵の採取等を除く。
県	ツキノワグマ	原則として地方公共団体。ただし、状況に応じて被害者等又は地方公共団体以外の法人も可能とする。	共通許可基準のとおりに	共通許可基準のとおりに	30日を限度とする	銃器又はわな	予察捕獲は認めない。原則として追い払いの方法により対応するものとする。
	外来鳥獣等	共通許可基準のとおりに	制限は設けない	制限は設けない	制限は設けない	銃器又はわな	
	その他の鳥獣(環境大臣権限以外の鳥獣)	原則として地方公共団体。ただし、状況に応じて被害者等又は地方公共団体以外の法人も可能とする。	共通許可基準のとおりに	共通許可基準のとおりに	共通許可基準のとおりに	共通許可基準のとおりに	

(別表1) 捕獲実施者1人当たりの捕獲等の数の制限

鳥 獣 名	捕獲実施者1人当たりの捕獲等の数
スズメ、カラス類	200羽以内
ヒヨドリ、カルガモ、キジバト、ノウサギ	50羽以内

3-4 その他特別の事由の場合

それぞれの事由ごとの許可の範囲においては、原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(1) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的

① 許可対象者

博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者。

② 鳥獣の種類・数

展示の目的を達成するために必要な種類及び数（羽、頭又は個）

③ 期間

6か月以内。

④ 区域

規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。

⑤ 方法

禁止猟法は認めない。

(2) 愛玩のための飼養の目的

愛玩のための飼養を目的とする捕獲等は認めない。

(3) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的

① 許可対象者

鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者。

② 鳥獣の種類・数

人工養殖が可能と認められる種類であること。過度の近親交配の防止に必要な数（羽又は個）とすること。放鳥を目的とする養殖の場合は放鳥予定地の個体とする。

③ 期間

6か月以内。

④ 区域

住所地と同一都道府県の区域（規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。）ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。

⑤ 方法

網、わな又は手捕。

(4) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的

① 許可対象者

祭礼行事、伝統的な生活様式の継承に係る行為（いずれも、現在まで継続的に実施されてきたものに限る。）の関係者又はこれらの者から依頼を受けた者（登録狩猟や他の目的での捕獲又は採取により、当該行事等の趣旨が達成できる場合を除く。）。

② 鳥獣の種類・数

伝統的な祭礼行事等に用いる目的を達成するために必要な数（羽、頭又は個）。捕獲し、行事等に用いた後は放鳥獣とする（致死させる事によらなければ行事等の趣旨を達成できない場合を除く。）。

③ 期間

30日以内。

④ 区域

規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。

⑤ 方法

禁止猟法は認めない。

(5) 前各号に掲げるもののほか公益上の必要があると認められる目的

捕獲等又は採取等の目的に応じて個々の事例ごとに判断する。なお、環境教育の目的、環境影響

評価のための調査目的、被害防除対策事業等のための個体の追跡の目的で行う捕獲等又は採取等は、学術研究の捕獲許可基準に準じて取り扱う。特に、環境影響評価のための調査を目的とする捕獲等については、当該調査結果の用途も考慮した上で判断する。

4 その他、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

4-1 捕獲許可した者への指導

(1) 捕獲物又は採取物の処理等

捕獲物等については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰ることとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような方法で埋設することにより適切に処理し、山野に放置することのないよう指導する（適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合として施行規則第 19 条で定められた場合を除く。）。さらに、捕獲物等が鳥獣の保護及び管理に関する学術研究、環境教育等に利用できる場合は努めてこれを利用するよう指導する。

また、捕獲物等は、違法なものと誤認されないようにする。特に、ツキノワグマ及びカモシカについては、違法に輸入されたり国内で密猟された個体の流通を防止する観点から、目印標（製品タグ）の装着により、国内で適法に捕獲された個体であることを明確にさせる。なお、捕獲個体を致死させる場合は、できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導する。

さらに、錯誤捕獲した個体については原則として所有及び活用はできないこと、放鳥獣の検討を行うこと、狩猟鳥獣以外においては捕獲された個体を生きたまま譲渡する場合には飼養登録等の手続が必要となる場合があること、また、捕獲許可申請に記載された捕獲個体の処理の方法が実際と異なる場合は法第 9 条第 1 項違反となる場合があることについてあらかじめ申請者に対して十分周知を図る。

ただし、錯誤捕獲された外来鳥獣等の放鳥獣は適切ではないことから、生態系等に被害を及ぼしている外来鳥獣等が捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲申請を行うよう指導し、適切に対応するよう努める。

(2) 従事者の指揮監督

法人に対しては、指揮監督の適性を期するため、それぞれの従事者が行う捕獲行為の内容を具体的に指示するとともに、従事者の台帳を整備するよう十分に指導する。

(3) 危険の予防

捕獲等又は採取等の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるとともに、事前に関係地域住民等へ周知するよう指導する。

(4) 錯誤捕獲の防止

ツキノワグマの生息地域であって錯誤捕獲のおそれがある場合については、地域の実情を踏まえつつ、ツキノワグマの出没状況を確認しながら、わなの形状、餌付け方法等を工夫して錯誤捕獲を防止するよう指導する。また、ツキノワグマの錯誤捕獲に対して迅速かつ安全な放獣が実施できるように、放獣体制の整備に努める。

4-2 許可権限の市町村長への委譲

県内各地に生息しており、それぞれの市町村において捕獲等の許可がなされても、これにより種の存続を脅かされるおそれの少ない鳥獣については、捕獲等の許可事務の迅速な対応と住民サービスの向上が図られることから、3-3(2)④イ(カ)「鳥獣の種類別許可基準」に掲げるとおり捕獲等の許可権限を引き続き市町村に移譲し、本計画の期間中においても対象種の拡大等について検討する。

市町村長に有害捕獲許可権限が移譲されている鳥獣の捕獲許可については法令、県条例及び規則、本計画及び第二種特定鳥獣管理計画に沿って適切に事務を遂行することとする。

また、許可事務の執行状況について報告が行われるよう助言する。

4-3 鳥類の飼養登録

(1) 方針

野生の鳥類は、本来自然のままに保護・観察すべきものであり、愛がん飼養はその乱獲を助長するおそれもあることから、本県では、愛がんのための飼養を目的とした鳥獣の捕獲は、いかなる鳥獣についても原則として許可しないこととしている。なお、違法に捕獲した鳥獣については、飼養についても禁止されている。

しかしながら、県内においても愛がんを目的とした野鳥の違法な捕獲や、不正な飼養が依然として見受けられる。啓発指導の実施、監視体制の強化等を図り、適正な対応に努める。

(2) 飼養適正化のための指導内容

- ① 広報媒体等を利用して、県民に対し自然保護思想の普及を図る。
- ② 現在飼養登録されている個体については、次によりその適正な管理を図る。
 - ア 登録票の更新は、飼養個体と装着登録票（足環）を照合し、確認した上で行う。

特に、平成元年度の装着許可証（現 装着登録票）の導入以前から更新されているなどの長期更新個体の場合は、羽毛の光沢や虹彩色、行動の敏捷性等により高齢個体の特徴を視認するなどにより、個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認した上で行う。
 - イ 装着登録票の毀損等による再交付は、原則として行わず、毀損時の写真や足の状況等により確実に同一個体と認められる場合のみについて行う。
- ③ 他の都道府県において愛がん飼養を目的とした捕獲許可により捕獲された個体を譲り受けた者から届出があった場合、譲渡の経緯等を確認し、不正な飼養が行われないようにする。
- ④ 違法飼養の防止を図るため、警察当局と連携を図りながら、担当職員、鳥獣保護管理員等による定期的な巡回指導を行う。

4-4 販売禁止鳥獣等の販売許可

(1) 許可の考え方

販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、次のア、イのいずれにも該当する場合に許可することとする。

- ① 販売の目的が法第24条又は法施行規則第23条に規定する目的に適合すること。
- ② 捕獲した個体又は加工品が販売されることによって、違法捕獲や捕獲物の不適切な処理が増加し個体数の急速な減少を招くなど、その保護に重大な支障を及ぼすおそれがないこと。

(2) 許可の条件

ヤマドリの販売許可に当たっての条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場合の場所（同一地域個体群）等について付すこととする。

オオタカの販売許可証を交付する場合には、販売する鳥獣の数量は現に保有する数量に限定し、販売する鳥獣に脚環を装着させる。

4-5 住宅集合地域等における麻酔銃猟の実施に当たっての留意事項

生活環境に係る被害の防止の目的で住居集合地域等において麻酔銃猟をする場合については、捕獲許可のほか、法第 38 条の 2 第 1 項の規定による知事の許可を得るとともに、麻酔薬の種類及び猟により危険猟法に該当する場合においては、法第 37 条の規定による環境大臣の許可を得る必要がある。

第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域、猟区及び指定猟法禁止区域に関する事項

1 特定猟具使用禁止区域の指定

(1) 方針

特定猟具使用禁止区域は、特定猟具の使用に伴う危険の予防又は静穏の保持のため、特定猟具の使用を禁止する区域である。

これまで、狩猟者と住民の接する機会が多く予想される地域、見通しが悪く事故発生の危険が高い地域等について、銃器の使用を禁止する特定猟具使用禁止区域（旧銃猟禁止区域）として指定に努めた結果、第 11 次計画終了時までには 191 箇所（82,968ha）と計画を上回って指定され、銃猟による危険防止及び指定区域の静穏の保持に重要な機能を果たしている。

このことから、本計画の期間中においては、次の事項に留意し、特定猟具使用禁止区域の指定を進める。

- ① 銃器・わなの使用に伴う危険の予防及び静穏の保持とともに、自然条件・社会条件の変化等に適切に対応するという観点から、特定猟具使用禁止区域の存続期間は、原則として 10 年間とする。
- ② 学校の所在する地区、病院の近傍、農林水産業上の利用が恒常的に行われることにより人の所在する可能性が高い場所、レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、都市計画法上の都市施設である公共空地等、市街地、人家稠密な場所その他銃猟による事故発生のおそれのある区域等（銃猟に伴う危険を予防するための区域）について、特定猟具使用禁止区域に指定する。
- ③ 特定猟具使用禁止区域が複数隣接しているときは、統合を進めて区域の明瞭化を図る。
- ④ わな猟に伴う危険を予防するための区域については、わな猟による事故発生のおそれが高まるなど本計画の期間中に必要が生じた場合は、特定猟具使用禁止区域に指定するよう努める。
- ⑤ 本計画に記載されていない区域であっても、安全の確保や静穏の維持に必要と認められる場合は、特定猟具使用禁止区域の指定を検討する。

(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画

	既指定特定 猟具使用禁 止区域 (A)	本計画期間に指定する特定猟具使用禁止区域							
		29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	計 (B)		
銃猟に伴う危険を予防 するための区域	箇所	191	箇所	36	26	17	20	16	115
	面積 ha	83,759	変動面積	23,235	3,665	8,890	3,671	3,203	42,664
わな猟に伴う危険を予 防するための区域	箇所	0	箇所	0	0	0	0	0	0
	面積 ha	0	変動面積	0	0	0	0	0	0

本計画期間に区域拡大する特定猟具使用禁止区域						本計画期間に区域縮小する特定猟具使用禁止区域					
29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	計 (C)	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	計 (D)
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

本計画期間に廃止又は期間満了により消滅する特定猟具使用禁止区域						計画期間中 の増減*	計画終了時の特定猟 具使用禁止区域**	*箇所数は新規指定の件数から 解除または期間満了の件数を 差し引いた件数。面積も同様。 **箇所数は既指定鳥獣保護区 の件数に新規指定の件数を足し、 解除又は期間満了を差し引いた件数。 面積も同様。
29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	計 (E)			
39	26	19	20	16	120	△ 5	186	
23,667	3,672	9,418	3,645	3,105	43,507	△ 843	82,916	
0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	

注1 「指定」には、新規指定、再指定、存続期間変更（延長）を含む。

注2 期間満了後、再指定するもの及び存続期間変更（更新）は、「指定」と「期間満了」の両方に記載している。

注3 「区域拡大」、「区域縮小」は、存続期間中に行うもの（面積は増減分）のみ記載しており、再指定の際に区域拡大又は区域縮小するものは含まない。）

(3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳（廃止、期間満了等を含む。）

銃猟に伴う危険を予防するための区域					
年度	特定猟具使用禁止区域の所在地	特定猟具使用禁止区域名称 ※いずれも銃器の使用を禁止。	指定面積ha	存続期間	備 考
29	盛岡市	盛岡市生出	17	29. 11. 1～ 39. 10. 31	再指定
	盛岡市	盛岡市生出第二	82		再指定
	盛岡市	盛岡市蛇沼	67	再指定	
	八幡平市	八幡平市東八幡平	685		再指定
	八幡平市	八幡平市田山	58		再指定
	八幡平市	八幡平市新町	215		再指定
	葛巻町	葛巻町小苗代	22		再指定
	岩手町	岩手町大森	660		再指定
	岩手町	岩手町一方井	201		再指定
	奥州市	奥州市水沢羽田	251		再指定
	奥州市	奥州市胆沢区南都田本木	432		再指定
	奥州市	奥州市胆沢区若柳供養塚蛸の手	750		再指定
	奥州市	奥州市胆沢区若柳出店	106		再指定
	奥州市	奥州市胆沢区小山外浦	143		再指定
	奥州市	奥州市衣川区豊巻土屋	100		再指定
	花巻市	花巻市昌歎寺	25		再指定
	花巻市	花巻市	5, 564		再指定
	花巻市	花巻市尻平川	31		再指定
	北上市	北上市	5, 117		再指定
	遠野市	遠野市福泉寺・駒木	574		再指定・縮小
	遠野市	遠野市猿ヶ石川	2923		再指定
	一関市	一関市千厩町千厩	558		再指定
	一関市	一関市藤沢町藤沢	204		再指定
	平泉町	平泉町志羅山	270		再指定・縮小
	大槌町	大槌町大槌	193		再指定
	山田町	山田町豊間根	250		再指定
	岩泉町	岩泉町小本川	250		再指定
	大船渡市	大船渡市今出山電話ケーブル	65		再指定
	大船渡市	大船渡市三陸町吉浜(仮称)	260		新規指定
	住田町	住田町下大股電話ケーブル	52		再指定
	久慈市	久慈市宇部	194		再指定
普代村	普代村鳥居	364		再指定	
二戸市	二戸市	603		再指定	
二戸市	二戸市浄法寺	480		再指定	
一戸町	一戸町奥中山高原スキー場	1205		再指定	
一戸町	一戸町一戸	264		再指定	
	H29計	36	23, 235		

銃猟に伴う危険を予防するための区域							
年度	特定猟具使用禁止区域の所在地	特定猟具使用禁止区域名称 ※いずれも銃器の使用を禁止。	指定面積ha	存続期間	備 考		
30	盛岡市	盛岡市旗井沢	65	30. 11. 1～ 40. 10. 31	再指定		
	奥州市	奥州市前沢合ノ沢	145		再指定		
	奥州市	奥州市胆沢ひめかゆスキー場・衣川増沢	137		再指定		
	花巻市	花巻市銭根	158		再指定		
	花巻市	花巻市石鳥谷町八重畑	151		再指定		
	一関市	一関市相川	30		再指定		
	一関市	一関市花泉町金沢	108		再指定		
	一関市	一関市花泉町涌津	26		再指定		
	一関市	一関市東山町	364		再指定		
	釜石市	釜石市日向	34		再指定		
	山田町	山田町田名部	20		再指定		
	岩泉町	岩泉町浅内	40		再指定		
	田野畑村	田野畑村尾肝要	20		再指定		
	大船渡市	盛川・大船渡湾	920		再指定		
	大船渡市	三陸町北里	176		再指定		
	大船渡市	大窪山	576		再指定		
	大船渡市	鷹生ダム	59		再指定		
	陸前高田市	陸前高田市矢作	38		再指定		
	陸前高田市	陸前高田市嶋部・気仙川	110		再指定		
	住田町	住田町世田米駅	70		再指定		
	住田町	住田町上有住土倉	35		再指定		
	洋野町	洋野町城内	12		再指定		
	洋野町	洋野町伝吉	57		再指定		
	洋野町	洋野町金ヶ沢	127		再指定		
	洋野町	洋野町水沢	155		再指定		
	二戸市	二戸市猿越峠	32				
	H30計	26	3,665				
31	八幡平市	八幡平市安比竜ヶ森	3,101	31. 11. 1～ 41. 10. 31	再指定・縮小		
	滝沢市	滝沢市柳沢	79		再指定		
	滝沢市	滝沢市一本木上郷	154		再指定		
	葛巻町	葛巻町葛巻	80		再指定		
	奥州市	奥州市前沢松ノ木沢	258		再指定		
	奥州市	岩手県林木育種場	95		再指定		
	金ヶ崎町	金ヶ崎町東部地区	2,755		再指定		
	金ヶ崎町	金ヶ崎町六原千貫石	914		再指定		
	一関市	一関市花泉町大沢田	32		再指定		
	釜石市	釜石市鶴住居	169		再指定		
	宮古市	宮古市中川井	14		再指定		
	田野畑村	田野畑村長嶺	110		再指定		
	田野畑村	田野畑村浜岩泉	200		再指定		
	大船渡市	大船渡綾里電話ケーブル	43		再指定		
	大船渡市	越喜来吉浜電話ケーブル	26		再指定		
	大船渡市	長岩鉦山	824				
	住田町	大船渡住田電話ケーブル	36		再指定		
		H31計	17		8,890		

銃猟に伴う危険を予防するための区域					
年度	特定猟具使用禁止区域の所在地	特定猟具使用禁止区域名称 ※いずれも銃器の使用を禁止。	指定面積ha	存続期間	備 考
32	八幡平市	八幡平市平笠	351	32. 11. 1～ 42. 10. 31	再指定
	雫石町	雫石町長山	656		再指定
	葛巻町	葛巻町寺田	45		再指定
	矢巾町	矢巾町中央	448		再指定・拡大
	矢巾町	矢巾町流通センター	257		再指定・拡大
	奥州市	水沢測地観測所	46		再指定
	奥州市	奥州市国見平スキー場	210		再指定
	奥州市	奥州市江刺柏木沢	103		再指定
	奥州市	奥州市江刺宿ノ平・根木町	399		再指定
	花巻市	花巻市東和町土沢	400		再指定
	花巻市	花巻市東和町向田瀬	213		再指定
	遠野市	遠野市山喜	24		再指定
	一関市	一関市藤沢町相川ダム	19		再指定
	一関市	一関市藤沢町金越沢ダム	33		再指定
	一関市	一関市藤沢町千松ダム	7		再指定
	山田町	山田町四十八坂	250		再指定
	岩泉町	岩泉町岩泉	16		再指定
	大船渡市	三陸町綾里川ダム	8		再指定
	軽米町	軽米町山内	135		再指定
	軽米町	軽米町小軽米	51		再指定
	H32計	20	3, 671		
33	盛岡市	盛岡市大ヶ生	18	33. 11. 1～ 43. 10. 31	再指定
	八幡平市	八幡平市松尾普請場	51		再指定
	紫波町	紫波町中央	1, 140		再指定
	紫波町	紫波町長岡	36		再指定
	紫波町	紫波町水分	82		再指定
	紫波町	紫波町赤沢	79		再指定
	紫波町	紫波町彦部	148		再指定
	紫波町	紫波町中屋敷	529		再指定
	紫波町	紫波町飯豊田	61		再指定
	奥州市	奥州市胆沢小山一の台	60		再指定
	奥州市	奥州市胆沢若柳中横沢原	75		再指定
	一関市	一関市花泉町悪法師	22		再指定
	宮古市	宮古市小国	105		再指定
	山田町	山田町柳沢関谷	80		再指定
	野田村	野田村城内	636		再指定・拡大
	九戸村	九戸村江刺家	81		再指定
	H33計	16	3, 203		

2 特定猟具使用制限区域の指定

特定猟具使用制限区域は、休猟区解除直後の区域で狩猟者の集中的入猟が予想される地域について、危険防止の観点から必要に応じて、特定猟具（銃器・わな）の使用を制限する区域として指定するものであり、本計画の期間中に必要が生じた場合は、指定するよう努める。

3 猟区の設定のための指導

(1) 方針

猟区は、狩猟鳥獣の生息数を確保しつつ、安全な狩猟の実施を図るために設定されるものである。計画期間内において新規設定する猟区については、その管理運営が適正となるよう指導する。

また、狩猟者の確保の社会的要請などを踏まえ、猟区管理者や狩猟団体等と連携し、猟区を活用した狩猟初心者の育成等に努める。

(2) 設定指導の方法

本計画の期間中に県内において新たな猟区設定の計画等があったときは、適正な指導に努める。

4 指定猟法禁止区域

(1) 方針

① 指定の考え方

本県では、鉛製散弾による鳥獣の鉛中毒が生じるおそれが高い、ガン・カモ類が多く飛来する区域3箇所（花巻・北上、胆沢・前沢、一関（合計1,827ha））について、平成12年度に鉛散弾規制地域に指定していたが、平成17年度からこれらの3箇所を指定猟法禁止区域に指定し、鉛製散弾を使用する猟法を禁止している。

② 許可の考え方

指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等については、指定猟法による捕獲等によって地域的に鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすおそれがあるなど鳥獣の保護に支障がある場合、又は指定猟法による捕獲等によって当該地域の動植物相に著しい影響を及ぼすなど生態系の保護に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合は、許可しないこととする。

③ 条件の考え方

指定猟法による捕獲等の許可に当たっては、許可の期間の限定、区域の限定、鳥獣の種類及び数の限定のほか、捕獲物の処理の方法などについて条件を付すこととする。

(2) 指定猟法禁止区域指定計画

本計画の期間中においても、鉛製散弾による鳥獣の鉛中毒が生じている、あるいは生じるおそれのある区域が生じたときは、鳥獣の鉛中毒の状況など現状を把握・分析し、関係機関等と調整を行うなど、必要に応じて鉛製散弾の使用を禁止する指定猟法禁止区域の指定を進める。

また、鉛製散弾を使用する猟法以外であって、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要が生じたときには、情報の収集・分析を行い、関係機関等との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進める。

第六 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項

1 第一種特定鳥獣保護計画の作成に関する方針

本県において、本計画の期間中に、生息数の著しい減少又は生息地の範囲の縮小、生息環境の悪化や分断等により地域個体群としての絶滅のおそれが生じている鳥獣であって、生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持及び保護を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させる、又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持する必要があると認められる場合には、当該鳥獣を対象に、第一種特定鳥獣保護計画の作成を検討するものとする。

2 第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する方針

(1) 計画の目的

第二種特定鳥獣管理計画は、生息数の著しい増加又は生息地の範囲の拡大により、顕著な農林水産業被害等の人とのあつれきが深刻化している鳥獣、自然生態系のかく乱を引き起こしている鳥獣等であって、生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、長期的な観点から当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させることを目的としている。

(2) 計画の作成方針

本県においては、次の第二種特定鳥獣について第二種鳥獣特定管理計画を作成し、それぞれの地域個体群の生息状況、被害等の実態及び地域の特性等に応じた管理の目標を設定する。

なお、これ以外の鳥獣で人とのあつれきが顕著となり、本計画の期間中に総合的な管理対策を講じる必要が生じた場合は、当該鳥獣についての第二種特定鳥獣管理計画の作成を検討する。

計画作成年度	計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域
平成 29 年度	地域個体群の安定的な維持と人身被害及び農林業被害の抑制。	ツキノワグマ	平成 29～ 33 年度	全県
平成 29 年度	地域個体群の適正な管理と捕獲の強化による農林業被害の軽減。	ニホンジカ	平成 29～ 33 年度	全県
平成 29 年度	地域個体群の安定的な維持と農林業被害の抑制。	カモシカ	平成 29～ 33 年度	全県
平成 29 年度	生息域拡大の抑制及び農林業被害の抑制	イノシシ	平成 29～ 33 年度	全県

(3) 計画の作成・見直し

第二種特定鳥獣管理計画の作成は、法第 7 条の 2 に基づくほか必要な検討・評価を行い、適切な情報公開の下に合意形成を図りつつ、科学的知見に基づいた適正な目標及び管理事業の設定を行う。

また、第二種特定鳥獣管理計画が終期を迎えたとき等においては、モニタリングの結果等により地域個体群の動向を把握し、設定された目標の達成度や管理事業の効果・妥当性につ

いての評価を行い、その結果を踏まえ第二種特定鳥獣管理計画の継続の必要性を検討し、必要に応じて見直しを行う。

(4) 管理事業

第二種特定鳥獣管理計画の目標を達成するため、個体群管理、生息環境管理、被害防除対策等の管理事業を実施する。実施に当たっては、県及び市町村等の関係主体が連携し、地域個体群の生息状況、農林業の被害状況、関係者の意見等も踏まえ総合的・体系的に実施する。

なお、鳥獣による被害対策は捕獲のみによる対応では不十分であることから、適切な目標設定の下で生息環境管理及び被害防除対策を実施することにより、被害発生の未然防止に努めるなど、関係機関と連携して効果的な管理事業に取り組む。

なお、カモシカについては市町村において実施計画を作成するとともに、ツキノワグマについては必要に応じて地区保護管理協議会において地区ごとの実施計画を作成する。

第七 鳥獣の生息状況等の調査に関する事項

1 方針

鳥獣の生息実態や被害状況等を把握するため、環境保健研究センターを中心として、鳥獣保護センターその他の関係機関、研究者等との連携を図りながら、科学的知見に基づいた調査を実施し、これらの調査結果等に基づき必要な対策を講じる。

また、鳥獣捕獲データの蓄積、生息状況調査等のために、野生鳥獣情報システム（WIS）や地理情報システム（GIS）などを活用する。

なお、鳥獣の生息状況等を的確に把握するため、鳥獣の体毛や糞等からの DNA 解析を活用した、より精度の高い生息数推定方法の開発等を進める。

2 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項

(1) 方針

県内に生息する鳥獣の種類、分布状況、生息数の推移等を把握するため、以下に掲げる調査を実施し、これらの調査結果等に基づき、必要な対策を講じる。

なお、調査の実施等に当たっては、関係機関との連携を図りつつ、被害対策調査の結果等の既存の情報を活用するなど、情報収集の充実を図る。

(2) 鳥獣生息分布調査

現地調査、アンケート調査、狩猟捕獲報告、既存資料の活用などにより、県内に生息する鳥獣の種類、分布等を調査する。

保護対策が重視される種（イヌワシなど希少猛禽類等）や、近年被害が拡大傾向にある種（カモシカ、ニホンザル等）については、最新の調査に基づいた生息分布図を作成する。

特にニホンザル・イノシシについては、本計画の期間内において、県内全域を対象とし年間を通じて生息状況の把握、被害防止のための追い払いや、これらを含めた野生鳥獣を寄せ付けない集落の環境整備の指導普及などの対策を行う。

(3) 希少鳥獣等調査

過去（第 6 次～第 8 次鳥獣保護事業計画の期間内）において実施した野生鳥獣保護対策事業での生息実態調査の結果等を踏まえ、希少鳥獣等のうち早急に保護対策を講じる必要のある次に掲

げる種については、必要な調査等を実施し、生息環境の変化、生息数の動向等の把握に努め、これらの調査結果等に基づき、鳥獣保護区等の指定や列状間伐による生息環境の整備など必要な保護対策を講じていく。

なお、調査や保護対策等の実施に当たっては、適切な情報管理の下、学識経験者等の意見を徴するなどして、計画的な実施に努める。

また、その他の希少鳥獣等についても、生息状況等の把握に努め、必要に応じて保護対策を講じるとともに、それらの調査結果をいわてレッドデータブックの見直しに役立てる。

調査対象鳥獣	年度	調査方法・内容	調査地域	調査時期
イヌワシ	29 ～ 33	・繁殖状況のモニタリング ・行動圏内における利用形態の調査 ・その他保護対策を講じるために必要な調査	県内全域	通年

(参考) 野生鳥獣保護調査の実績

第1期調査(昭和62～平成元年度) ツキノワグマ生息実態調査

第2期調査(平成2～4年度) 特殊鳥類生息実態調査

第3期調査(平成5～6年度) 小型ワシタカ類生息実態調査

第4期調査(平成7～8年度) フクロウ科生息実態調査

第5期調査(平成8～10年度) イヌワシ生息状況調査

第6期調査(平成10～12年度) ツキノワグマ保護管理対策調査

(4) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

① 調査の概要

県内のガン・カモ・ハクチョウ等の渡来地において、その越冬状況を明らかにするため、種別の生息数、生態等の一斉調査を行うほか、主要な湖沼、河川等については、必要に応じて環境調査を実施し、その保護対策を検討する。また、調査員の判別能力の向上に努めるとともに、野鳥保護団体やボランティア等の協力を得ながら、調査精度の向上に努める。

② 調査計画

対象地域名	調査年度	調査方法	備考
渡来地全域	29～33	県内全域において、1月に種毎に個体数を調査する。	個体数調査
県内数箇所	29～33	対象地域周辺の開発状況、水面の利用状況、水質、餌の状況等について必要に応じて調査する。	保護対策調査

(5) 狩猟鳥獣生息調査

① 方針

狩猟の適正化を推進するため、狩猟鳥獣の生息状況及び増減傾向、狩猟の実態等を調査し、これらの調査結果に基づき適切な狩猟対策を講じていく。

② 狩猟鳥獣生息調査

ア 調査の概要

狩猟鳥獣(特定鳥獣を除く。)について、狩猟者及び有害鳥獣捕獲の捕獲実施者(以下「狩

猟者等」という。)からの捕獲報告及び個体の回収などにより生息分布、生息状況を把握し、捕獲数の減少が著しい種については、重点的に調査を行う。

イ 調査計画

対象鳥獣	調査年度	調査内容	調査方法	備考
キジ・ヤマドリ	29～33	出合い数、出合い場所など	狩猟者への聞き取り調査	初猟日
その他の狩猟鳥獣	29～33	捕獲日、捕獲場所、捕獲数など	狩猟者等からの捕獲報告	通年

③ 狩猟実態調査

ア 調査の概要

狩猟者登録した狩猟者から返納された狩猟者登録証の捕獲報告等により、狩猟の実態を把握する。

イ 調査計画

対象種類	調査年度	調査内容	調査方法	備考
狩猟鳥獣全種	29～33	捕獲鳥獣の種類別数、狩猟捕獲日数	狩猟者登録した狩猟者からの捕獲報告	約2,500人/年

(6) 第二種特定鳥獣及び指定管理鳥獣の生息状況調査

① 方針

第二種特定鳥獣については、科学的・計画的な管理を実施するため、生息状況、個体群動態、被害状況等を把握するための調査を引き続き実施し、これらの調査結果等を特定計画に反映させ、必要な管理対策を講じる。

② 調査の概要

対象鳥獣名	調査年度	調査の方針
ツキノワグマ	29～33	ツキノワグマ及びニホンジカについては、全県的に生息数が増加していると推測され、農林産物の被害や、人身被害や交通事故など生活環境への影響も増加の傾向にある。またカモシカについては、ニホンジカ程ではないものの農林産物への食害が確認されている。 これらの課題に対応するため、第二種特定鳥獣管理計画に基づいて必要な生息状況調査、繁殖状況調査、生息環境調査等を実施して生息地域や密度、環境への影響を把握し、その結果を生息数管理や被害対策等の管理施策に反映させる。
ニホンジカ	29～33	
カモシカ	29～33	
イノシシ	29～33	

3 法に基づく諸制度の運用状況調査

(1) 鳥獣保護区等の指定及び管理状況に関する調査

鳥獣保護区並びに休猟区の指定、管理等を適正に行うため、対象となる地域において鳥獣の生息状況、生息環境、被害等の計画的・継続的な調査を行う。調査に当たっては、その内容を検討・決定し、専門家等に依頼するほか、特別な技術を要しない調査は、調査目的に応じて、鳥獣の保

護に関する普及啓発を図る観点から地域住民やボランティア団体等に依頼し、安全に配慮しながら実施する。

(2) 捕獲等情報収集調査

法に基づいて行われる捕獲（狩猟、許可捕獲及び指定管理鳥獣捕獲等事業での捕獲）については、捕獲を行った者から、捕獲努力量、捕獲年月日、捕獲の位置情報、捕獲個体の性別、捕獲個体の幼獣（鳥）・成獣（鳥）の別、目撃数等から収集すべき基本的な項目を定め、報告させる。特に、指定管理鳥獣については、これらの結果から、単位努力量当たりの捕獲数及び目撃数の算定や、個体数の推定等を行い、生息状況や鳥獣捕獲等事業の効果等を評価する。

また、捕獲に従事する者に対して、錯誤捕獲の実態（種類、数、時期、錯誤捕獲された様態及び捕獲後の処置）を可能な限り報告させる。

(3) 制度運用の概況情報

県は、法に基づいて行う制度の運用の概況を把握し、鳥獣保護管理事業計画の作成又は変更を活かすとともに、国に情報提供する。

4 新たな技術の研究開発等

(1) 捕獲や調査等に係る技術

銃猟について、従来の巻き狩りのみならず、誘引狙撃や夜間銃猟等、様々な猟法を組み合わせた捕獲技術を開発の導入や、わな猟について、新しい猟法の技術開発、及び、錯誤捕獲の少ないくくりわなや箱わなの導入等、これまで使用されていない手法も含めて捕獲技術の活用及びそのリスク評価を進める。

また、鳥獣の生息状況を効果的に把握するための調査技術について、その開発を進める。

(2) 被害防除対策に係る技術

生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害等を及ぼす鳥獣の被害発生メカニズムを明らかにし、防護柵や防鳥網等による予防、忌避剤や威嚇音等による追い払い、生ごみや未収穫作物の適切な管理、耕作放棄地の解消等による鳥獣の誘引防止等の被害防除対策に資する技術の導入に努める。

(3) 捕獲個体の活用や処分に係る技術

捕獲した個体の有効活用や効率的な処分に係る技術の導入に努める。

第八 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

1 鳥獣行政担当職員

(1) 方針

鳥獣行政担当職員について、本庁（自然保護課）及び出先機関（広域振興局等保健福祉環境部に必要人員を配置するとともに、広域振興局長等への権限の委譲を進めてきたが、本計画の期間中においても現員の維持に努め、鳥獣保護管理事業の円滑な実施を図る。

なお、広域振興局の再編等の組織改正等があった場合は、適宜、配置を見直す。また、引き続き広域振興局長等に対する権限の委譲等に努める。

(2) 配置計画

区 分	現 況 人			計 画 終 了 時 人			備 考
	専任	兼任	計	専任	兼任	計	
本庁【自然保護課】 (野生生物担当)	5	0	5	5	0	5	野生生物担当5人 ・野生生物の保護及び管理、狩猟免許、狩猟者登録、鳥獣保護区等指定
出先機関【広域振興局等】(保健福祉環境部)	10	0	10	10	0	10	広域振興局等保健福祉環境部 9人 シカ対策員 1人 ・野生生物の保護及び管理、傷病鳥獣の救護、狩猟免許、狩猟者登録、鳥獣保護区等指定(広域振興局)

(3) 研修計画

行政効果を高めるため、計画的に鳥獣行政担当職員を対象とした研修を行うとともに、専門研修等に職員を派遣し、専門的知識の向上を図る。特に、第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成及び実施等の鳥獣の保護及び管理を担当する職員については、必要な専門的知識について習得を図る。

名 称	主 催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的	備考
野生生物研修	環境調査研修所	5月頃	1回	全国	1人	野生生物行政の専門的知識の習得	
広域振興局等担当者会議(研修会)	県	4月頃、随時	2回	全県	11人	鳥獣保護管理行政の基礎的知識の習得	
野生鳥獣保護管理技術者研修会	環境省	通年	3回程度	全国	3人	第一種特定鳥獣の保護及び第二種特定鳥獣の管理に係る専門的知識の習得	

2 鳥獣保護管理員

(1) 方針

鳥獣保護管理員は、鳥獣保護管理事業の円滑な運営と狩猟の適正な実施を期するため、鳥獣保護区等の管理、鳥獣保護思想の普及啓発及び狩猟者に対する指導等を行うことを目的としている。

その選任に当たっては、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟制度についての知識及び経験を有し、鳥獣の保護及び管理への熱意を有する者の中から任用し、業務量等を勘案して配置する。

なお、市町村合併の更なる進展や広域振興局等の再編等があった場合は、適宜、鳥獣保護管理員の配置や勤務条件等を見直すとともに、多様な人材の活用や自然環境等に関連する他の指導員制度との併任等について、今後検討する。

また、鳥獣保護管理員について、地域における鳥獣保護管理に関する助言指導、鳥獣保

<研修計画>

名 称	主 催	時期	回数／年	規模	人数	内容・目的	備考
鳥獣捕獲従事者養成事業（狩猟免許試験予備講習会）	県 （（公社）岩手県猟友会に委託）	6月～12月頃	3回	全県	80人／年	鳥獣保護管理行政の専門的知識の習得	
野生鳥獣保護管理研修会（市町村）	県	随時	1回	全県	35人	野生鳥獣の保護及び管理に関する基礎的知識の習得	必要に応じて開催

(3) 狩猟者の育成及び確保のための対策

鳥獣の保護及び管理の現場を支えている狩猟者数（狩猟免許所持者数）は、平成24年度には県内で延べ2,495人であったが、平成27年度には延べ2,810人と、延べ315人（12.6%）増加している。

しかし、今後狩猟者の減少及び高齢化の進行により、狩猟による個体群調整や有害鳥獣捕獲の業務等にも支障が生じることが危惧されているため、県猟友会等の協力を得ながら、本県の実状などを踏まえ、鳥獣捕獲従事者養成事業や狩猟免許試験の休日開催を継続するなど、狩猟者の確保及び育成のための対策を講じる。

(4) 認定鳥獣捕獲等事業者の育成・確保

県及び市町村は、民間の保護及び管理の担い手の育成に努める。特に、指定管理鳥獣の管理については、県は、認定鳥獣捕獲等事業者等の技術向上のための支援をする。市町村は、自らが運営する鳥獣被害対策実施隊等の捕獲隊を編成、育成し、捕獲技術に加え、被害の防除対策を含めた知識及び技術の向上を図る。

4 鳥獣保護管理センター等の設置

(1) 鳥獣保護センター

① 方針

鳥獣保護センター（昭和46年度に設置。平成13年度、平成22～23年度に一部改築等実施）においては、平成27年度は110羽頭の幼傷病野生鳥獣の救護を実施した。本計画の期間中においても、引き続き幼傷病野生鳥獣の野生復帰訓練を含む二次救護の拠点として位置付け、救護等に必要な獣医師の確保や施設の整備を行いながら、救護等を実施する。また、幼傷病野生鳥獣の救護、地域個体群保全への貢献、情報発信及び普及啓発等に資するため下記の役割を担う。

ア 指定獣医師や幼傷病野生鳥獣保護飼養ボランティア（以下「鳥獣ボランティア」という。）等と連携し、救護等に必要な情報の共有を図る。

イ 積極的な情報発信を行うとともに見学・体験学習等の受け入れを行い、野生鳥獣保護等に関する意識啓発を行う。

ウ 野生動物の飼育施設として、大学・動物園等の研究・教育・展示等に協力する。

② 鳥獣保護センター利用計画

名称	整備年度	施設の所在地	面積	施設の概要・内容	利用の方針	備考
岩手県 鳥獣保護 センター	H13（一部 改築） H22~23 （一部改 築）	滝沢市砂込 （滝沢市砂込鳥獣 保護区内）	4.3ha （敷地）	1 管理棟 2 飼育棟 3 鳥類飼育舎 4 放飼場 5 池	幼傷病鳥獣の 二次救護及び 野生復帰 情報発信、普 及啓発 調査研究への 協力	

(2) 環境保健研究センター

① 方針

環境保健研究センターは、本県が目指す「環境首都」にかかわる行政推進の科学的・技術的拠点として平成 13 年度に設置されたが、鳥獣に関する専門研究員を配置し、学識経験者や関係機関等との連携を図りながら、鳥獣の生息実態、個体群の動態等に関する専門的な調査研究等を推進する。

② 研究内容等

研究対象	研究内容	研究期間(年度)
大型哺乳類	地理情報システムや遺伝子解析法を用いて、ツキノワグマやニホンジカ等の生息数の調査、適切な保護及び管理の方法を研究	29~33
希少猛禽類	絶滅のおそれのあるイヌワシ等の保護を図るため、繁殖状況、行動圏、生息環境等を把握し、阻害要因等を解明し、適切な保護の方法を研究	29~33

5 取締り

(1) 方針

狩猟事故及び違法捕獲等の未然防止を図るため、自然保護課及び広域振興局等の担当職員を引き続き司法警察員に任命するとともに、警察官、鳥獣保護管理員、保護団体、狩猟者団体等との一層の連携を図りながら、取締りや立入検査を行う。

特に、かすみ網やとらばさみ、とりもち等による違法捕獲や違法飼養等については、重点的に取締りを実施するほか、狩猟期間中についても、狩猟者が多数出猟すると予想される時期には、巡回を強化する。

また、狩猟者の登録証交付時における狩猟事故防止研修会を引き続き実施し、狩猟者の資質の向上に努める。

なお、狩猟違反者の処分については、迅速かつ適正に処分を行うよう配慮する。

(2) 年間計画

取 締 り 事 項	実 施 時 期 (月)											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
・ 狩 猟 取 締 り									←	→		
・ 違 法 捕 獲 取 締 り	←	→										→
・ 違 法 飼 養 取 締 り	←	→										→

6 必要な財源の確保

平成 16 年度の地方税法の改正により鳥獣保護管理事業の財源として狩猟税（目的税）が創設されたが、その趣旨を踏まえ、狩猟者の確保や資質向上のための取組を進めるほか、狩猟者登録等の事務が円滑に行われるよう配慮するとともに、本計画に基づく鳥獣保護管理事業の効果的・効率的な実施に努める。

第九 その他

1 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題

鳥獣は、人間の生存の基盤となっている自然環境を構成する重要な要素の一つであり、人間の豊かな生活のために欠かすことのできないものである。

鳥獣を含む野生生物は、生態系、個体群、種等の様々なレベルで成り立っており、それぞれのレベルでその多様性を保全する必要がある、その地域に本来生息する種を普通に見ることができるような状況を維持できるよう、きめ細やかな配慮が必要となっている。

岩手県野生生物目録（平成13年3月）によれば、県内には、鳥類341種、獣類75種の計416種の鳥獣が生息しているとされているなど、本県は、豊かな自然環境に恵まれ、多様な動植物相を有している。しかし、生息環境の悪化などに伴い、種によっては生息数の減少等が懸念されている一方、ツキノワグマやニホンジカなどによる農林業被害や人身被害が恒常的に発生しているほか、地域によっては高山帯における植生の被害等も発生している。これは、特定の野生鳥獣の生息数の増加や生息域が拡大したことだけが原因ではなく、例えば耕作放棄地の増加や山林の手入れが進まなくなったことなど、人間の行為に起因する生活環境の変化も原因になっていると考えられる。

また、生物多様性の保全に貢献する観点から、傷病鳥獣の救護要請等に対する適切な対応が求められているほか、県内に生息する鳥獣の生息状況等の把握が必要とされている。

さらに、鳥獣の適切な保護及び管理を進めるうえで、狩猟の果たす役割は大きい、県内の狩猟者の減少及び高齢化の進行が危惧されており、担い手の確保が求められている。

2 計画作成の趣旨

このような現状と課題を踏まえ、人と鳥獣との適切な関係の構築と生物多様性の保全を図ることを目標とし、下記の事項を重点事項として、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第4条の規定に基づき第12次鳥獣保護管理事業計画を作成する。

なお、野生鳥獣の生息数増加に伴い、農林水産物や生活環境への被害をもたらす等人間生活との衝突が大きくなっているため、狩猟鳥獣の生息数の維持、生物多様性の維持と鳥獣被害の軽減が両立するよう、各施策を調整する。また、本計画と、生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略など、他の法規等に基づく計画との内容が整合するよう、関係者と調整する。

- (1) 本県に生息する鳥獣について、生息状況や被害状況等を踏まえて、地域住民等の理解と協力の下、関係機関等との連携を図りながら、鳥獣保護区等の指定や生息環境の保全など、適切な保護管理事業を計画的に推進する。
- (2) ツキノワグマ、ニホンジカ、カモシカ及びイノシシについて、地域個体群の安定的な維持と人身被害や農林業被害等の抑制等を図るため、法第7条の2の規定に基づき第二種特定鳥獣管理計画を作成し、個体群管理、生息環境管理及び被害防除対策等を総合的に実施する。
- (3) 絶滅のおそれのある希少鳥獣又はこれに準ずる鳥獣（以下「希少鳥獣等」という。）について、その保護の重要性に鑑みて関係機関等との連携を図りながら、保護対策の充実を図る。
- (4) 岩手県鳥獣保護センター（以下「鳥獣保護センター」という。）について、傷病鳥獣の二次救護の拠点として位置付け、一次救護を行う指定獣医師やボランティア等と連携した効果的な活動を展開する。
- (5) 岩手県環境保健研究センター（以下「環境保健研究センター」という。）を中心として、関係機関等との連携を図りながら、鳥獣の生息実態等を的確に把握するため、科学的知見に基づいた調査を実施するとともに、生息数のより精度の高い推定方法の開発等を進める。
- (6) 鳥獣の適切な保護及び管理を進めるうえで、担い手となる狩猟者の果たす役割が大きいことから、その確保や育成に努めるとともに、鳥獣行政担当職員や鳥獣保護管理員の適切な配置、資質の向上を図る。また、認定鳥獣捕獲等事業者制度の活用を検討するものとする。
- (7) 一部の野生鳥獣の生息数増加などに伴い、農林水産物や生活環境への被害をもたらす等人間生活とのあつれきが大きくなっていることから、狩猟鳥獣の生息数の維持、生物多様性の維持と鳥獣被害の軽減が両立するよう、各施策を調整する。
- (8) 鳥獣による生活環境や農林水産物の被害を軽減させるため、鳥獣の生息数管理と共に耕作地周辺で鳥獣被害対策を行って鳥獣を寄せ付けない農地を作る、造林地で間伐や下草刈り等を行うことで山林を整備するとともに鳥獣が生息できる環境を作る等、人間側の対応も併せて実施するよう、農林漁業者や市町村等の関係者と協働する。

3 狩猟の適正化

(1) 鳥獣の捕獲等の禁止等

本県においては、別に掲げるとおり、狩猟鳥獣のうち、生息環境の悪化等により生息数の減少が懸念されるキジ、ヤマドリについては、法第12条第2項の規定により捕獲等の禁止の措置を講じている。また、ニホンジカについては、その捕獲に猟犬を使用する猟法等の禁止の措置を講じているが、ニホンジカによる農業被害が恒常的に発生していることから、禁止措置の解除につ

いて検討する。

また、生息数の減少が著しく特に保護繁殖が必要なものについては、狩猟鳥獣の見直し等を環境省に働きかけていくとともに、必要に応じて関係団体等と協議しながら、区域又は期間を定めての捕獲等の禁止又は捕獲数の制限等の措置について検討を行う。

なお、各種制限等の運用に当たっては、狩猟鳥獣の生息状況や土地利用に係る状況の変化を踏まえ、関係者の意見を聴取しつつ、機動的に見直す。

鳥獣名	禁止又は狩猟期間の延長等の内容	区 域	現行の措置の期間
キジ ヤマドリ	毎年1月16日から 2月15日まで捕獲禁止 (昭和42年から継続)	県内一円 (ただし、猟区を除く。)	平成29年11月15日から 平成34年3月31日まで
ニホンジカ	猟犬使用による捕獲禁止 (昭和30年から継続)	県内一円	昭和30年12月6日から 無期限 ※禁止の解除を検討する。
	毎年2月16日から3月31日まで 及び11月1日から同月14日まで 狩猟期間の延長		平成29年11月1日から 平成34年3月31日まで
イノシシ	毎年2月16日から3月31日まで 及び11月1日から同月14日まで 狩猟期間の延長	県内一円	平成29年11月1日から 平成34年3月31日まで

(2) 入猟者承認制度

孤立した狩猟鳥獣の地域個体群であって、狩猟鳥獣による農林水産業等への被害が発生している場合等、地域個体群の個体群管理に特に配慮しつつ、被害対策への取組みが必要な場合においては、法第12条第3項として、対象狩猟鳥獣の保護の見地から当該狩猟鳥獣の捕獲等につきあらかじめ承認を受けるべき旨の制限を行うことができる制度（入猟者承認制度）が制定されている。

この制度は、第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の保護及び管理の一環として行うことで、当該狩猟鳥獣の科学的・計画的な保護及び管理がより効果的に推進される制度とされていることから、今後、必要と認められるときは、第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の実施と併せて活用に努める。

4 傷病鳥獣救護への対応

(1) 方針

県民からの傷病鳥獣の救護要請に適切に対処し、当該鳥獣の野生復帰と鳥獣保護思想のより一層の推進を図るため、平成12年度から（社）岩手県獣医師会の協力のもとに、指定獣医師による一次救護（応急治療）体制を構築しているが、本計画の期間中においても、その確保に努める。

傷病鳥獣の野生復帰訓練を含む二次救護の拠点施設である鳥獣保護センターについては、本計画の期間中においても、必要な整備等を行いながら、救護等の業務を実施する。

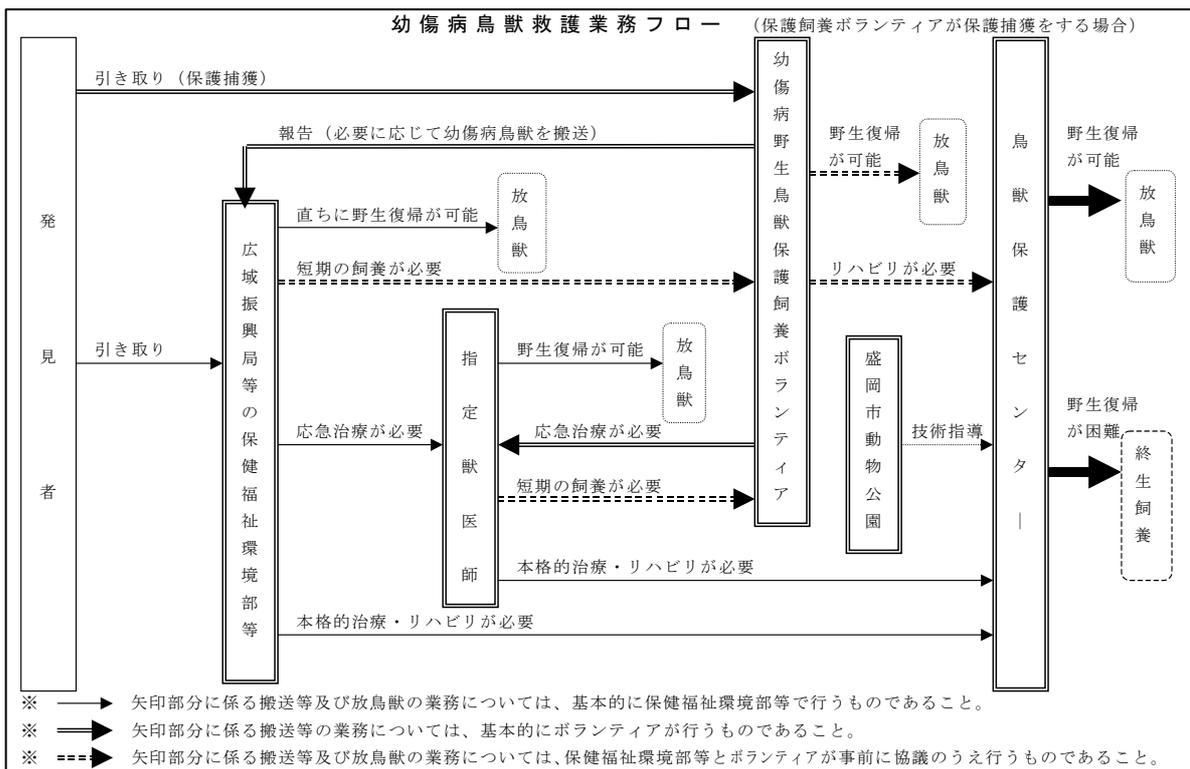
また、傷病鳥獣の野生復帰を促進するために、平成 17 年度から鳥獣ボランティア制度を本格実施しているが、本計画の期間中においても、その充実に努める。

なお、救護の実施に当たっては、次のフロー図のとおり、広域振興局等、一次救護（指定獣医師）、二次救護（鳥獣保護センター）、鳥獣ボランティア等の適切な連携を図るとともに、救護業務に必要な研修等を行い、効果的な活動を展開する。

傷病鳥獣の救護する際は、救護の目的及び意義を踏まえて、鳥獣の管理を行うことが必要な種以外の救護を優先する等の対応を図る。

(2) 地域個体群保全への貢献

傷病鳥獣受け入れのネットワーク等を活用し、地域個体群保全のための調査研究等に協力することを目的とした活動にも取り組んでいく。



(3) 救護個体の取扱い

救護個体の保護・収容等に当たっては、法、種の保存法、外来生物法、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）、文化財保護法等関係する法令の趣旨を踏まえ、必要な手続をとる。

本県では、年々多様化する傷病鳥獣の救護要請に適切に対応するため、平成 18 年 4 月から、指定獣医師及び鳥獣保護センターにおける救護対象から、明らかに感染症の疑いのあるものや重症のため適切な治療を施しても救命の見込みがないものなど、一定の傷病鳥獣については除くこととしたが、本計画の期間中においても、適時に救護対象の見直しを行う。

(4) 感染症対策

鳥獣保護センターに救護個体を収容するときは、必要に応じて感染症の有無を把握するとともに、二次感染の防止に留意する。

(5) 放野

救護個体の傷病が治癒したことを確認したときは、原則として発見救護された場所で野生復帰させることとし、それが不適當又は困難な場合は、遺伝的になく乱を及ぼすことのないような場

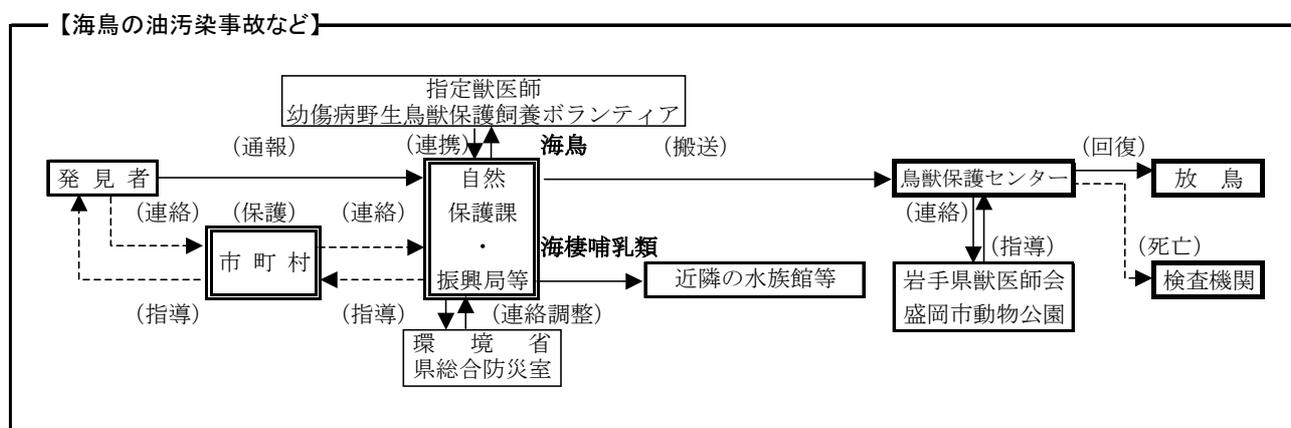
所を選定する。

なお、野生復帰が不可能又は鳥獣の管理を行う必要があり野生復帰させることが適当ではない個体については、治療、繁殖・研究若しくは教育のための活用、終生飼養又はできる限り苦痛を与えない方法での致死等を検討する。

5 油等による汚染に伴う水鳥の救護

海洋で油汚染事故が発生し、海鳥又は海棲哺乳類が被害を受けた場合は、次のフロー図のとおり、指定獣医師及び鳥獣ボランティア等と連携を図りながら、原則として、海鳥については鳥獣保護センターに搬送し、海棲哺乳類については近隣の水族館等の協力を得る。

なお、環境省の油汚染事故対策水鳥救護研修に、毎年度、職員を派遣し、救護に関する知識や技術の習得に努める。



6 感染症への対応

高病原性鳥インフルエンザ等の人獣共通感染症が発生した場合は、関係機関との緊密な連携を図り、迅速かつ適切に対応するとともに県民への的確な情報提供に努める。

また、野鳥の集団死亡が発生した場合は、高病原性鳥インフルエンザの可能性も含め原因の究明に努める。

なお、関係部局と連携して、野鳥の高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況の把握に努める。

7 普及啓発

(1) 鳥獣の保護及び管理についての普及等

①方針

県民の鳥獣に対する理解と認識を深めることが必要であることから、県等において各種の普及啓発活動等を推進する。普及啓発の際には、生物多様性の保全のためには、適切な鳥獣の保護及び管理が重要であり、捕殺が不可欠な場合があることにも理解を求めることとする。また、捕獲した鳥獣を可能な限り食肉等として活用することを推進するよう努める。

また、愛鳥週間は広く県民に対して啓発を図る最適な機会であることから、野鳥観察会、自然観察会等の開催について、広報媒体やホームページを活用した普及活動の推進に努める。

(4) 野鳥観察の森の活用

平成元年度に滝沢森林公園（面積 60ha）の敷地内に野鳥観察の森（16.58ha）が整備されており、その中心的な区域に野鳥観察施設（ネイチャーセンター）が整備されている。

野鳥観察の森及び野鳥観察施設は、県民が野鳥にふれあい親しむことができる絶好の場所として、訪れる人々が多いことから、各種普及啓発事業等を引き続き実施するとともに、環境教育の場としての活用を図る。

名 称	整備年度	施設の所在地	面 積	施設等の概要	利 用 の 方 針
野鳥観察の森 (野鳥観察施設 (ネイチャーセンター))	H 元	滝沢市砂込 (滝沢鳥獣保護 区内)	16.58ha	1 ネイチャーセンター 2 自然観察路 3 野鳥観察舎 4 案内板 5 展示備品 6 普及パンフレット等	1 野鳥観察 2 自然観察 3 関係資料整備 4 展示の活性化 5 各種普及啓発事業の開催

(6) 小中学生等を対象とした普及啓発

身近な自然の中で野生生物の保護活動等を通じ、自然に親しみ、情緒豊かな次代を担う子どもたちを育てていくことは重要なことである。

そのため、県内の小中学生等を対象として、鳥獣保護思想等の高揚に関する普及啓発等に取り組む。

- ① 愛鳥ポスターコンクール、野生生物保護実績発表大会等への積極的な参加がなされるよう誘導する。
- ② 鳥獣保護思想や自然保護思想の高揚に資する資料、ポスター、パンフレット等を配布する。
- ③ 環境保全活動など取り組む内容に応じて、専門家、指導者等を紹介する。

8 野生鳥獣肉における放射性物質への対応

東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、県内の野生鳥獣肉からも放射性セシウムが検出されていることから、今後も、食用とされる可能性の高い野生鳥獣肉について、放射性物質検査を継続し、県民への情報提供に努める。